

令和4年度決算審査特別委員会（第4回）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時00分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（12名）

委員長	川上弘一	副委員長	川村主税
委員	澤出明宏	委員	江口勝幸
委員	青山金助	委員	佐々木陵二
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	中川友規	委員	平松俊一
委員	上野武彦	委員	池田誠悦

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（4名）

福祉課長	谷口真樹	農業委員会事務局長	赤石旭
農林水産課長	村上宏樹	商工労働観光課長	磯場嘉和

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書記 山本翔大

午前10時00分 開会

○川上委員長 おはようございます。

ただいまより、令和4年度決算審査特別委員会の第4回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、福祉課、農業委員会、農林水産課、商工労働観光課、土木課、都市住宅課、上下水道課、教育総務課、学校教育課の順番で行ってまいります。

なお、追加資料の説明に当たりましては、午後一番で追加資料の説明をいただいて質疑をしていきたいと思っております。

委員の皆様申し上げますけれども、報告書に記載したい内容や討論で話したい内容がある場合は、必ず決算審査の審議の中で担当課に質疑を行うようにしていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

また、各課長に申し上げます。資料は事前に委員のほうに配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容につきましては、特段の説明がない限り、記載のとおりでございますということでお願いいたします。それでは、初めに福祉課の審査を行ってまいります。

福祉課長、御苦労さまでございます。

それでは、福祉課長、一般会計に引き続き、特別会計についても併せて説明をお願いいたします。

福祉課長。

○谷口福祉課長 それでは、福祉課が執行しました令和4年度一般会計歳入歳出決算並びに介護保険特別会計歳入歳出決算状況について、要求資料に基づき説明させていただきます。

初めに、一般会計歳入歳出決算でございます。

共通様式のナンバー1を御覧ください。

決算書のページは88ページから89ページで、事業名は社会福祉総務費（地域福祉）となりますが、当初予算額630万5,000円に1,617万4,000円を追加し、予算現額2,247万9,000円に対し、1,941万2,617円を支出しております。不用額は306万6,383円で、執行率86.4%となっております。

ます。

事業目的は、地域福祉の推進で、令和4年度は福祉灯油事業に加え、道によるコロナ禍における物価高騰の影響緩和のための支援を目的とする高齢者世帯等生活支援事業助成金の実施により、令和3年度よりも歳出が1,200万円ほど増加しております。

その他、事業決算の具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー2、決算書のページは88ページから89ページで、事業名は社会福祉総務費（臨時交付金事業）となりますが、この事業は、社会福祉施設等に関わる新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、令和3年度で終了予定であった介護施設等新規入所者検査委託料に関して、感染症の終息の見通しがつかないことにより、令和4年度も継続して実施することとなり、4月分については予備費から充用し、5月から翌年3月までの分については、令和4年度第2回臨時会において追加補正したものであり、当初予算額ゼロ円、予備費からの充用額12万円に補正予算で253万円を追加し、予算現額265万円に対し、264万円を支出しております。不用額は1万円で、執行率99.6%となっております。

事業決算の具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー3、決算書のページは88ページから91ページで、事業名は地域福祉連携活動費となりますが、当初予算額2,715万3,000円に80万2,000円を減額し、予算現額2,635万1,000円に対し、2,631万8,000円を支出しております。不用額は3万3,000円で、執行率99.9%となっております。

事業目的は、地域福祉の連携活動で、社会福祉協議会が実施する委託事業に対する委託料と、社会福祉協議会に対する分営並びにボランティア事業への補助金となっております。

その他、事業決算の具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー4、決算書のページ

は90ページから91ページで、事業名は民生委員児童委員費となりますが、当初予算額68万2,000円に64万3,000円を減額し、予算現額623万9,000円に対し、616万3,690円を支出しております。不用額は7万5,310円で、執行率98.8%となっております。

事業目的は、民生委員、児童委員に関わる活動経費で、報酬は民生委員推薦会委員2回開催した分の委員報酬と民生委員、児童委員、主任児童委員の報酬でございます。旅費は各民生委員、主任児童委員への費用弁償で、補助金は民生委員・児童委員協議会への運営補助金でございます。

その他、事業決算の具体的内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー5、決算書のページは90ページから93ページ、事業名は住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業となりますが、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響に対する生活、暮らしの支援を目的とし、令和3年12月10日現在において、同一世帯に属する者が全員、令和3年度住民税非課税世帯並びに申請日において新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降、申請日の属する月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する事業で、令和4年2月1日から令和4年12月31日までの会計年度がまたがる事業実施期間となっており、当初予算額ゼロ円で、前年度繰越額1億9,169万3,000円に105万9,000円を追加し、予算現額1億9,275万2,000円に対し、7,741万7,464円を支出しております。不用額は、令和3年度の予算編成において、対象世帯を住民税非課税世帯5,000世帯、家計急変世帯を1,000世帯の計6,000世帯を見込み、国へ交付申請を行いました。実績としましては、住民税非課税世帯は4,528世帯で、90%の執行率でしたが、家計急変世帯は32世帯であったことが影響し、全体で1,460世帯下

回ったことにより、結果、1億1,533万4,536円となり、執行率は40.2%となっております。

事業決算の具体的内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー6、決算書のページは92ページから95ページ、事業名は住民税非課税世帯臨時特別給付金事業（令和4年度分）となりますが、この事業は令和4年9月30日現在に、同一世帯に属する者全員が令和4年度住民税非課税世帯並びに申請日において新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、同一世帯に属する者全員が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する事業で、事業実施期間は令和4年11月1日から令和5年3月31日までとなっており、補正予算で2億3,537万2,000円を追加し、予算現額2億3,537万2,000円に対し、2億1,731万8,096円を支出しております。不用額は1,805万3,904円で、執行率は92.3%となっております。

事業決算の具体的内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー7、決算書のページは94ページから99ページ、事業名は重層的支援体制整備事業となります。この事業は社会福祉法の改正により、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野の相談支援を一体的に実施していくとともに、世代や属性を超えて交流できる場の整備や既存の制度では社会参加が行えずにいる方への支援を行う事業など、複数の生活課題を抱える方への支援を行う事業を行っております。福祉課で所管する予算は、子育て支援課で実施する子ども分野以外の介護、障害、生活困窮に関わる事業の事務的経費、事業の委託料となっており、当初予算額3,597万2,500円に1,093万2,000円を追加し、予算現額4,690万4,500円に対し、4,523万3,548円を支出しております。不用額は167万952円で、執行率は96.4%となっております。

事業決算の具体的内容については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 8、決算書のページは 98 ページから 99 ページ、事業名は高齢者支援事業費となりますが、当初予算 1 億 1 78 万 7,000 円に 861 万 6,000 円を減額し、予算現額 9,317 万 1,000 円に対し、9,136 万 2,548 円を支出しております。不用額は 180 万 8,452 円で、執行率は 98.1% となっております。

主な事業内容としては、100 歳並びに米寿を迎えられた方に対する敬老祝金事業、高齢者が安心して暮らせるための緊急通報システムの設置等の事業、高齢者入浴割引を実施している施設への補助事業、老人クラブ連合会、各老人クラブへの運営費の補助事業、養護老人ホーム入所措置事業であり、事業決算の具体的内容については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 9、決算書のページは 98 ページから 99 ページ、事業名は介護保険特別会計繰出金となりますが、当初予算額 4 億 2,641 万 3,000 円に 562 万 3,000 円を追加し、予算現額 4 億 3,203 万 6,000 円に対し、4 億 2,147 万 1,565 円を支出しております。不用額は 1,056 万 4,435 円で、執行率は 97.6% となっております。

この事業は、介護保険事業における介護給付費支援事業の町が負担する法定割合分のほか、認定審査会、介護認定審査会の運営等に必要な事務費、低所得者に対する保険料軽減事業分に対する介護保険特別会計への繰出金となっております。事業決算の具体的内容は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー 10、決算書のページは 100 ページから 101 ページ、事業名は障がい者福祉費となりますが、当初予算額 9 億 8,696 万 4,000 円に 1 億 2,448 万 7,000 円を追加し、予算現額 1 億 1,145 万 1,000 円に対し、10 億 9,133 万 9,512 円を支出しております。不用額は 2,011 万 1,488 円で、執行率は 98.2% となっております。

事業目的は障がい者福祉の推進で、主な支出は障がい者福祉に関わる各種事業の委託費、基幹相談支援センター等、函館市、北斗市と 2 市 1 町で実施している事業の負担金、障がい者が日中通り活動をする地域活動支援センターの補助金、自立支援医療、介護給付、補装具の支給、障がい児の通所給付に関わる補助事業であり、近年は就労支援に関わる介護給付、障がい児の通所給付に関わる扶助費が増加している傾向にあります。

事業決算の具体的内容については、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー 11、決算書のページは 100 ページから 103 ページ、事業名は障がい者介護審査会費となりますが、当初予算額 103 万 4,000 円に 5 万 7,000 円を減額し、予算現額 97 万 7,000 円に対し、93 万 7,792 円を支出しております。不用額は 3 万 9,208 円で、執行率は 96% となっております。

事業目的は障がい者区分の認定審査で、事業決算の具体的内容については記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー 12、決算書のページは 102 ページから 103 ページ、事業名は地域生活支援事業費となりますが、当初予算額 2,023 万円に 193 万 2,000 円を追加し、予算現額 2,216 万 2,000 円に対し、1,904 万 7,263 円を支出しております。不用額は 311 万 4,737 円で、執行率は 85.9% となっております。

事業目的は障がい者福祉の推進で、障がい者福祉に関わる各種事業の委託費等に支出しております。

事業決算の具体的内容については、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー 13、決算書のページは 104 ページから 105 ページ、事業名は社会福祉施設指定管理費となりますが、当初予算額 4,882 万 4,000 円に 415 万 2,000 円を追加し、予算現額 5,297 万 6,000 円に対し、5,208 万 3,687 円を支出して

おります。不用額は89万2,313円で、執行率は98.3%となっております。

事業目的としては、指定管理で行っている授産施設ぼぼろ館、さくら共同作業所本町大中山の屋内ゲートボール場の効率的な運営で、主な支出は各指定管理施設の修繕料、指定管理料、備品購入費等となっております。

事業決算の具体的内容については、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー14、決算書のページは116ページから117ページ、事業名は災害救助費となりますが、予算現額36万円に対し、33万6,000円を支出しております。不用額は2万4,000円で、執行率は93.3%となっております。

事業目的は、非常災害による罹災住民の応急的救護で、令和4年度は令和4年8月8日の大雨の影響で住宅内に大量の水と泥の流入により、1階部分が浸水し、居住することが不可能な状態となったため、支出のほうを行っております。

次に、共通様式ナンバー15、決算書のページは134ページから137ページ、事業名は健康センター管理費となりますが、当初予算額5,395万8,000円に1,543万2,000円を追加し、予算現額6,939万円に対し、6,667万7,514円を支出しております。不用額は271万2,486円で、執行率は96.1%となっております。

事業目的は、健康センターの円滑な管理運営で、令和4年度は燃料費、電気代の高騰のほか、源泉温泉ポンプ入れ替え、健康センター照明設備改修工事の実施、ポータブルクーラーの購入により、令和3年度と比較し、1,200万円ほど増加している状況です。

その他、事業決算の具体的内容については記載のとおりでございます。

続きまして、各様式により要求された資料について説明をいたします。

まず初めに、様式1、一般会計における令和4年度事務事業予算全額未執行、細説5万円以上の状況として、3款民生費1項1目社会福祉

総務費、応急生活資金貸付金8万円、3款民生費1項2目高齢者福祉費、緊急通報装置購入費10万4,000円は、実績がなく未執行となっております。

続いて、様式2、一般会計における予算流用、予備費充用の状況として、共通様式2で御説明いたしました介護施設等新規入所者検査委託料に対し、介護施設新規入所者のPCR検査を継続して行う必要があったことから、予備費より12万円充用しております。

次に、様式3になります。一般会計における令和4年度収入未済額の状況として、まず現年度分ですが、12款分担金及び負担金2項1目社会福祉費分担金として、高齢者施設入所者費用徴収金ですが、1件47万9,100円が収入未済額となっております。

未済に関わる具体的内容については、高齢者施設入所者の金銭管理をしてきた親族による未払いが、令和4年4月から発生しまして、役場施設のほうの担当者のほうで、再三支払の請求を行っていましたが、一向に支払がなく、話し合いを繰り返した結果、最終的には金銭管理を施設で行うこととなりまして、未払金については、今年度6月から本人月1万円、親族月1万円から2万円程度ずつ支払いをしていただいで、令和6年度中に完済する予定ということとなっております。

続いて、滞納繰越分ですが、20款諸収入5項4目雑入、介護給付費返還金が1件、37万3,750円が収入未済額となっております。

未済に関わる具体的内容としては、函館の事業所を利用していた方1名の平成27年10月から平成28年8月分までの介護給付費の過去分として44万8,750円の返戻金が発生し、平成29年6月14日付けで運営法人に対し、請求を行いました。この事業所については、ほかに不正請求事案が発生し、平成29年6月1日に函館市が指定を取り消しました。その後、当町への未払い分については、平成29年7月14日に運営法人から月1万円ずつ支払いたいとの申し出がありまして、平成29年9月から令和3年3月末まで完済する内容の返還計

画書の提出があり、平成29年度につきましては7万円、平成30年度は7月17日に5,000円が支払われた以降は、再三の督促にも応じず未払いとなっております。事業者は、七飯町のほか、函館、北斗、木古内、森、帯広にも未払い分がある状況の中、このたび、東京地方裁判所より、本年7月19日をもって、運営法人が破産手続開始となった旨の通知があったことから、破産管財人に破産債権届出書を町のほうから提出しております。

一般会計については、以上となります。

続いて、令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

介護保険特別会計については、令和4年度各会計決算書を用いて説明をさせていただきます。

初めに、決算書281ページを御覧いただけますでしょうか。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額29億6,285万1,067円に対し、歳出総額は28億8,415万754円であり、歳入歳出差引額7,870万313円となり、実質収支額も同額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

決算書288ページから289ページ、1款保険料は、収入済額が5億9,571万2,260円で、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料として介護給付費の23%分でございます。

内訳としては、特別徴収保険料、普通徴収保険料、滞納繰越分となっております。なお、不納欠損は75件分、333万2,750円となっており、収入未済額は、普通徴収保険料が90件分、328万4,040円、繰越滞納分が136件分、550万9,670円となっております。

次に、2款使用料、手数料は、収入済額はゼロ円となっております。

次に、決算書288ページから291ページ、3款国庫支出金は、収入済額が6億9,842万6,678円でございます。

内訳は、国庫負担金として介護給付費負担金、

国庫補助金として調整交付金、介護予防事業交付金、次の項に移りまして、包括的支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金となっております。

次に、決算書290ページから291ページ、4款支払基金交付金は、収入済額が7億7,294万8,000円で、65歳未満の第2号被保険者からの保険料として介護給付費等の27%分でございます。

内訳として、介護給付費と地域支援事業費への交付金となっております。

次に、決算書290ページから293ページ、5款道支出金は、収入済額が4億1,311万1,382円でございます。

内訳は、道負担金として介護給付費負担金、道補助金として介護予防事業交付金、包括的支援事業交付金、介護サービス利用者負担軽減事業補助金でございます。

次に、決算書292ページから293ページ、6款財産収入は、収入済額は4万1,278円、利子及び配当金の介護保険財政調整基金運用利子となっております。

続いて、7款繰入金は、収入済額は4億2,147万1,565円でございます。

内訳は、一般会計繰入金として介護給付費繰入金、介護予防事業繰入金、包括的支援事業繰入金、介護保険事務費繰入金、その他繰入金となっております。

なお、基金繰入金収入はございませんでした。

8款繰越金は、収入済額が6,086万3,716円で、前年度繰越金となっております。

次に、決算書292ページから295ページ、9款諸収入は、収入済額は27万6,188円でございます。

次の項に移りまして、内訳としては、雑入の諸実費徴収金としてひとり歩き高齢者家族支援サービス事業負担金、介護予防ケアマネジメント負担金調整額、雑入として措置者分審査料となっております。

なお、返納金403万8,480円が収入未済額となっております。これは、平成30年にケアプラン作成に不備があった事業所1か所から、4名

分、最大18か月分の不正請求分として1,078万8,480円を平成30年7月から令和5年6月までの60回の分納制約による納入により納入をすることで、令和3年度分までの分として675万円は支払いされましたが、事業の悪化により、令和4年度から未払い状態となり、収入未済となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

決算書298ページから301ページ、1款総務費で、当初予算額1,923万6,000円に117万9,000円を減額し、予算現額1,805万7,000円に対し、1,728万5,970円を支出しております。不用額は77万1,030円で、執行率は95.7%となっております。

内訳として、介護保険事務に関わる一般管理費、賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査費となっております。

次に、決算書300ページから303ページ、2款保険給付費で、当初予算額27億6,846万円に3,772万円を追加し、予算現額28億618万円に対し、27億3,453万1,434円を支出しております。不用額は7,164万8,566円で、執行率は97.4%となっております。

内訳として、介護サービスの給付に当たる介護サービス、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料、利用者負担が高額になった場合に支払を行う高額介護、高額介護予防サービス費、次のページに移りまして、高額医療合算介護サービス費、住民税非課税世帯に対する介護保険施設の居住費、食費、日常生活費の軽減を行う特定入所者介護サービス等費となっております。

次に、決算書302ページから305ページ、3款地域支援事業費で、当初予算額9,245万6,000円に1,332万1,000円を減額し、予算現額7,913万5,000円に対し、7,314万1,652円を支出しております。不用額は599万3,348円で、執行率は92.4%となっております。

内訳としては、要支援認定者の訪問通所サービスの給付費、生活支援サービス事業費とサービスを利用する方への介護予防ケアマネジメント事業費、介護認定を受けていない方への介護予防事業

費、町が条例で実施する任意事業費となっております。

次に、決算書304ページから305ページ、保健福祉事業費で、当初予算額60万円に45万円を減額し、予算現額15万円に対し、3万6,993円を支出しております。不用額は11万3,007円で、執行率は24%となっております。

内訳として、障がい者施策で訪問介護を使用していた低所得者に対する利用者負担軽減を行う訪問介護等利用者負担助成費、社会福祉法人が運営する介護保険事業所において利用者負担軽減を行った場合の社会福祉法人等による利用者負担軽減補助金となっております。

次に、決算書304ページから307ページ、5款基金積立金で、当初予算1万円に1,703万2,000円を追加し、予算現額1,704万2,000円に対し、同額を支出しております。

内訳として、介護保険財政基金積立金となっております。

次に、決算書306ページから307ページ、6款公債費で、予算現額10万円に対し、3万3,965円を支出しております。不用額は6万6,035円で、執行率は33.9%となっております。内訳としては、金融機関一時借入金でございます。

次に、7款諸支出金で、当初予算額1,744万3,000円に2,620万1,000円を追加し、予算現額4,364万4,000円に対し、4,297万8,740円を支出しております。不用額は156万5,260円で、執行率は96.4%となっております。

内訳としては、第1号被保険者の保険料還付金、前年度事業確定に伴う国庫支出金等返還金、重層的支援体制整備事業における介護保険事業分の第1号、第2号被保険者の保険料分の一般会計への操出金となっております。

次に、8款予備費でございますが、予備費からの充用はございませんでした。

続きまして、令和4年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について説明いたします。

初めに、決算書309ページ、実質収支に關す

る調書でございます。歳入総額1,232万290円に対し、歳出総額は同額であり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともにゼロ円でございます。

それでは、歳入について説明をいたします。

決算書310ページから311ページ、1款サービス収入は、収入済額1,232万290円で、これは、地域包括支援センターが行う要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画費収入でございます。

2款諸収入は、収入済額でゼロ円でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

決算書312ページから313ページ、1款総務費でございますが、需用費として消耗品費1万円の予算現額となっておりますが、未執行でございます。

2款諸支出金でございますが、重層的支援体制整備事業における地域包括支援センター事業分の一般会計への繰出金として、予算現額1,317万2,000円に対し、1,232万290円を支出しております。不用額は85万1,710円で、執行率は93.5%となっております。

3款予備費でございますが、予備費からの充用はございませんでした。

続きまして、介護保険特別会計の指定様式により要求された資料について説明をいたします。

様式1、介護保険特別会計における令和4年度事務事業予算全額未執行5万円以上の状況ですが、3款地域支援事業費1項3目包括的支援及び任意事業費、報償費、家族介護用金10万円は、該当者がいなかったため、未執行となっております。

続きまして、様式3、介護保険特別会計における令和4年度収入未済額の状況でございます。現年度分として、介護保険料減年度分普通徴収保険料で、調定額1,246件、5,049万9,950円に対し、収入額1,192件、4,721万5,910円で、収入済額は90件分として328万4,040円、収納率93.4%となっております。未済に関わる具体的なものは、生活困窮などにより、分納制約をされてい

る方がいらっしゃるというような状況となっております。

次に、滞納繰越分は令和3年度から平成25年度までに賦課した介護保険料滞納繰越分徴収保険料で、9か年度の合計として、調定額262件分、1,101万7,260円に対し、収入額78件分、217万4,840円、不納欠損額は75件分、333万2,750円で、収入未済額は132件分、550万9,670円、収納率20%でございます。

返納金は介護報酬の返納金で、先ほども説明いたしました。ケアプラン作成に不備があった事業所1か所分という形となっており、403万8,480円が収入未済額となっております。

なお、運営法人からは、令和5年7月1日に理事長が清算人となりまして、令和3年3月末に精算・解散手続を終了するため、現在、書面の整理中ということで、支払猶予をしてほしい旨の書面が届いており、理事長からの現在連絡を待っている状況にあります。

次に、様式4、介護保険特別会計における不納欠損処分状況でございますが、介護保険料で75件分、333万2,720円を処分しております。

以上、福祉課の決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○川上委員長 福祉課長、ありがとうございます。

それでは、これより、一般会計及び特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑のほうございませか。

中川委員。

○中川委員 ナンバー5、6、非課税世帯に対する特別給付金の関係で、不用額がかなり出たと説明あったと思うのですけれども、その内訳というか理由というか、それをもう少し教えていただきたいなど。何でそれだけ対象者が、当初予定していたものが減ったというか、そういう状況になっているのかということ。

あと、ナンバー15の健康センターの12の委

託料で、まず施設清掃業務委託料で1,254万円というのがあって、ほかにも施設、機械警備だとか、保守点検委託料、委託料で毎年これ載ってきてるものなのですけれども、令和3年のやつを見ると、機械警備だとか保守点検とか、そういうのは値段変わっていないのですけれども、清掃業務だけ70万5,100円上がっているのです、何で清掃業務だけ、清掃する広さが増えたとか、何かそういうものがあるのか、その理由と。

あと、分煙カウンター、たばこの分煙機だと思うのですけれども、これも今まで2万3,100円だったのが、今回3万800円に上がっているところ。

あとは13の使用料及び賃借料の発券機の金額も、昨年は44万3,520円だったと思うのですけれども、今回は76万320円に上がっている理由と。

あと、ちょっと1点確認だったのですけれども、公共施設、健康センターも一応公共施設だと思うのですけれども、そもそも分煙機置くのはいいのですけれども、役場庁舎では分煙機も駄目だよとかという、その基準というのがどういふものなのか。健康センターはいいのだよという基準があるのであれば、そこもお知らせ願いたいです。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 それでは、まずナンバー4になるのですけれども、すみません、ナンバー5の住民税非課税世帯の臨時特別給付金事業についての部分になりますけれども、ちょっと不用額のほうが多いという御指摘だったかと思いますが、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたのですが、この事業、令和3年度、初めて取りかかった事業でございまして、住民税非課税世帯に関しては、ある程度数のほうが見込めたのですけれども、この家計急変世帯と言われる部分、コロナの影響を受けて家計が急変して非課税世帯になった世帯というのが実際どれぐらいの世帯が該当になるのかというのが、なかなか見込みが立てずらかったところで、当初多めに1,000世帯という形で見込んでおりました。ただ、結果的には32世帯ということで、その部分で不用額が生じてしまったという

ことで御理解いただきたいというふうに思います。

あと、健康センターの関係なのですけれども、委託料です。委託料についての施設内の清掃業務委託料についてなのですけれども、大変申し訳ありません、ちょっと資料を持ち合わせていないので、はっきりとした数字を言えないのですけれども、人件費の高騰ということで私はちょっと押さえているのですが、ちょっと詳しい資料については、後ほど提出させていただくということによろしいでしょうか。

あとちょっと分煙カウンター、発券機についても、この当たり、大変申し訳ないのですが、後ほど資料のほう提出させていただいて、御説明のほうさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

あと、健康センターの喫煙の関係なのですけれども、今年度、健康センター今、介護予防の関係で、今回の定例会のほうで補正予算で一部改修をさせていただくのですが、やはり喫煙については、やはり健康センターについても望ましくないだろうということで、今回この介護予防に合わせて、そこの分煙機を外して、介護予防のための使うための倉庫ですとか、職員の休憩室ということで、一応今年度からは廃止ということで考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 たばこのことに関しては分かりました。

委員長、資料を後で出すということなのですから、そのときにもう1回質疑しても…

○川上委員長 それは可能です。

○中川委員 よろしいですか。終わります。

○川上委員長 ほかにございますか。

平松委員。

○平松委員 ナンバー7の12の委託料のことでちょっとお聞きをしたいと思います。

この中に地域交流サロン事業委託料、それからその下に共助の基盤づくり事業委託料、この

委託先、どこなのか教えていただきたいのと、こういうものを出すときというのは、ある程度役場のほうで骨格的なものというのはつくって、こういうふうにやってくださいますかというか、やり取りというか、方向性みたいなものをきちんとやってらっしゃるのかどうか、そこもちょっと教えていただきたいのですけれども。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 共通様式7の委託料の中の地域交流サロン事業委託料と共助の基盤づくり事業委託料については、どちらも社会福祉協議会のほうに委託している状況でございます。

事前に業務の仕様書という形で、こちらのほうでこの業務をしていただきたいというものをおつくりしまして、それに基づいて社会福祉協議会のほうで実施していただいているという状況になります。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 必要なことだというのはよく分かるのですけれども、すみません、何か勉強不足と言いますか、どういうことをやっているのかって、ちょっと我々にはあまり見えない、何となくきつとこういうことをやっているのだろうというのは分かるのですけれども、その内容を聞きたいのではなくて、例えば役場が思っているとおりの形で進んでいるのかどうかという、評価というのはどういうふうにされたのですか。お金に見合った結果がちゃんと出ているかどうか、そのところどういう基準でやってらっしゃるのか教えていただきたい。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 事業につきましては、毎月実績報告ということで事業者のほうから出させていただいて、利用人数、あとは実施した内容について毎月チェックのほうをさせていただいている。必要によっては、内容について改める点があれば、またその都度、担当者のほうと確認をして、話をさせていただいているという流れになっております。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 まず、別枠の資料要求のほうなのですけれども、介護保険のナンバー1、様式3の。この中で滞納繰越分、その中で37万3,750円、これは介護給付費返還金ということで出ていますけれども、これは収入未済になっていますけれども、この未済になっている、これは29年度ですから、背景を、経緯というか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、介護保険特別会計の介護部分というのですか、様式、これも3なのですけれども、先ほど説明ありましたが、理事長が払うのをちょっと待ってもらいたいという403万8,480円の関係ですけれども。この返納金ですけれども、これを見ますと、法第22条の不正取得による返納金ということで、こちらが出た経緯、これも同じように説明いただきたいと思えます。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 それでは、最初のほうは一般会計のほうの様式3の収入未済額の状況ということで、滞納繰越分、29年度、37万3,750円という形の部分なのですが、こちらはちょっと先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、こちらの事業所に関しては、すみません、ちょっと資料のほうを確認させていただきますのでお待ちください。もう一度、ちょっと説明のほうをさせていただきますけれども、返戻金という、過誤分ということで、誤って請求した分なのです。ですので、よく悪意があつてと言ったらあれですけれども、何かごまかして請求を行った分ではなくて、誤って請求を多くしてしまったので、町に対して返還をしていただく分ということで、当初44万8,750円という返戻金がまず発生したというものでございます。

この件とはまた別に、この事業所に関しては不正請求事案ということで、そういう形で、この返戻金とは別の件、これは七飯町の分ではなくて、ほかの町の分ということで伺っているのですけれども、それで函館市からの指定は取消

になったという事業所でございます。

事業所が取消になっても、会社自体は解散はしておりませんので、会社のほうから当町に対しては一度に全額返済が難しいということで、何とか月1万円ずつお支払いをしたいという申し出がありまして、それで支払いのほうをしていただいていたのですが、平成30年の7月17日に5,000円が支払われた以降、こちらからの督促にも応じず、未払いという形になっているものでございます。

この事業所については、本年7月19日をもって運営法人、会社のほうは破産手続開始となった旨、こちらのほうに破産管財人の方から通知がありまして、破産債権届出書のほうを町から提出して、今結果のほうを待っているという段階になります。

もう1件、介護保険特別会計のほうの収入未済額の状況ということで出ている返納金、法2第22条の不正利得による返納金1件分、403万8,480円、こちらについては、先ほどの事業所とは違いまして、過誤ではなくて、明らかにケアプランという、必ず介護事業を行うに当たっては、そのケアプランに基づいてサービス提供を行うというルールでやるのですけれども、そのケアプランの作成を怠っていたことによって、こちらのほうで指導、監査入った際に、その件が発覚しまして、それで4名分ありました、ケアプラン未作成の部分が。それが最大18か月分、ケアプランをずっとつくっていない状況があったということで、1,078万8,480円、これは返していただきますよということで、事業所のほうにこちらから請求のほうを行っている。それは平成30年の7月から令和5年6月まで事業所のほうでは一括して支払えないということで、60回の分納制約で納めていただくということでお話が進んでいたのですけれども、令和4年度から未払い状態ということで、それで今、その運営法人の理事長さんのほうからは令和5年の7月1日付けで文書のほうで、今現在、精算・解散手続を行っている途中なので、こちらの支払いに関しては、まずはちょっと待つてほしいということで連絡

のほうがあったという状況になっています。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 今の返納金の関係ですけれども、これは30年度に発覚したのかどうか分かりませんけれども、それなりに5年とかという年数が経過している現在、今現在ではそういう理事長からそういう話があって、精算手続きしているというようなことなのでしょうけれども、そういうのは流れるには分かるのですけれども、やはりその間、5年間という、その部分はどうかといったような指導と言えおかしいのですけれども、やってきたのか。あるいは、そのままもうケアプランやる事業所というのが閉じてしまっているのか。もしやっているとすれば、まずそういう金額をきちんと整理してからじゃないとというのは介護保険の関係は今まで道あたりの監査ですけれども、地元の市町村に監査のあれは戻っているはずなのですよね。そうすると、当然3年、4年、5年という、その期間の間に何らかの手が、私は打てたのではないのかなど。

そこら辺の考え方、もう一度ちょっとお願いしたいと思うのですけれども。これはやはり意図的に、400万円ですから。しかも本来ケアプラン、ケアマネがケアプランつくって、そしていろいろな介護の量を計算して、月々何ぼですよ、こうですよという、そういうものをつくらなくて18か月過ぎたということは、やはり地元の市町村の問題も大きいと思うのです。18か月ということは1年半ですよ。例えば、30年であれば1年半過ぎて、2年目に発覚したとしても、その間、じゃあこの人方のケアプランというのは、4人分はどうなったのだと、どうするのだという大きい問題の中に、やはり400万円という金額が潜んでいるわけですから。やはり今の理事長の対応だとか、精算している、分かりますけれども、その間、どのような対応をして、どういったような介護保険の対象者と言うのですか、そういう人方の救済ですよ。実質上、問題ないかも分からないですけれども、法的な流れとしては、やはりきち

んとケアプランを立てて、介護保険の保険の量を決めて、そしてこうですよ、ああですよという中で、それをやってないということは、やはり4人分の対応に市町村としての責任ってどうあったのかと。

単なる返納金帰れば良いという話ではなくて、常日頃、やはりそういうような事故が起きないように対応をきちんとするために、より身近になるために、道から町村に監査をきちんとやるようにという流れが出来上がってきていると思うのです。細かく目が届くような対応をして、高齢者に対してそのような事案が起きないように、不幸な出来事が起きないように対応をなさいということできてるわけですから、その間の対応を、やはりちょっと教えていただきたいと思います。

それから、やはり37万3,000円の関係です。これはどうなのでしょう、実際うちの場合は37万円ですけども、先ほど函館市もどうのこうのという話ありましたけれども、これはほかの市町村と手を組みながら、やはり最終的には裁判まで行くのだとか、そういうような考え方もできると思うのです。だから、やはりそういう今までの、これ29年ですから、今までの対応の中の他市町村との話し合いだとか、あるいは今後精算をした後の対応だとか、他市町村との連携と言うのですか、そういうものをしっかり組んだ中で対応していくのか。あくまでも理事長が待ってくれと言うのだから、私は待ちますよという考え方なのか。

やはり、これは全市民が介護保険料払っているわけですから、どういう形であろうが。そういう中で、やはりそういう返還金を生じるような、対応に応じないということは、やはり私は大きい問題ではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお願いしたいと思います。

○川上委員長 暫時休憩いたします。

15分再開いたします。

午前 11時02分 休憩

午前 11時15分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

福祉課長の答弁から入ります。

福祉課長。

○谷口福祉課長 今、ちょっと話がややこしくなっているかもしれないのですが、二つ今回案件があって、一般会計分と介護保険の特別会計分になるのですけれども、まず37万3,750円の一般会計分については、こちらは函館のほうの障がい者の事業所、障がい者サービスを提供する事業所のほうの件という形になっています。それで、広域にまたがっているのですけれども、これまででもなのですが、ほかの町とも連絡を担当者同士で取り合いながら、今後の対応について情報共有を行って進めているような段階です。ただ、今回については、もう法的に破産管財人のほうからこのような形で、破産手続が開始になったということで、まずは法的な対応に沿って、破産債権届出書ということで、まずは出して、それで破産管財人のほうからの答えを待つと。ほかの町もそのような対応でまずは今進んでいるということで御理解いただきたいと思います。

もう1件の介護保険の特別会計のほうで、ケアプラン作成をしていなかったことによってというお話なのですが、まず町のほうで指定をしている施設と、町のほうで指定していない施設ということで、先ほど田村委員のほうから全て道から権限が移譲されたというお話があったかと思うのですが、七飯町については全てではなくて、町が指定している地域密着型施設と呼ばれる施設に関しては、町のほうで指導監査行う権限があります。それ以外、道でまだ残っている施設もあるものですから、そこは道のほうと連携をしながら、道の監査と一緒に付いていく場合もあったりします。まずそれが一つの答えになるのですけれども。

一応町のほうで、こちらの事業所に関しては、町のほうで指定している地域密着型事業所だったものですから、私たちが入った段階で、基本的には指定更新が5年に1回という形になってきますので、その間に一度は必ず実地指

導ということで現地に行って、書類などの監査をさせていただくという流れになっておりまして、その際に、今回このようなことが発覚したという状況で返還請求を行っていただくという処分をさせていただいたという状況です。

その後、現在この事業所については、平成元年の9月に事業のほう休止ということになっておりまして、現在はもう事業のほうも再開はしておりません。その間ずっともう事業のほうは休止状態と。事業所のほうは休止状態という形になっております。その事業を休止するまでの間は、もちろん我々のほうでちゃんとその状況が改善されたかどうかのチェックを定期的に行いながら、事業のほうの再開をしても問題がないのかどうなのかということころは、ちゃんとその辺事業所のほうからも改善計画書のほうも提出していただいて、我々のほうでもちゃんとチェックのほうをして、これであれば問題ないということの確認をした上で事業のほうの継続をしていただいていたということで御理解いただきたいと思います。

今後の手続きについては、確かに403万円ということの金額が残っておりますので、ちょっと事業所のほうがどのような法的な対応を取られるのか、その辺まずちょっと事業所の動きをもって、こちらのほうの対応もしていきたいなというふうに思っております。

ちょっとこちらは我々だけではなくて税務課のほうにも残っているお金のほうありますし、七飯町以外でも銀行ですとか、ほかにもいろいろ残っているお金があるようなので、その当たり、ちょっと税務課のほうとも情報のほう共有しながら、今後の対応のほうを検討していきたいということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 大体分かりましたけれども、基本的には400万円のほうは、現在休止しているということで、休止しているということは、そこに入っていた人方、ここら辺は全く問題なく、ほかに移っているのではないかとと思うので

すけれども、道の権限の中で監査入るというような話ですけれども、ここにあるのは特例特定入所者介護予防のそういう部分については、そういう偽りのことで、不正の行為によって支給を受けた額の、これは抜粋で申し訳ないですけれども、本当かどうかは分からないですけれども、100分の200に相当する額以下を、罰金ですよ、取ることができると。厚労省で定めた額なのですけれども、やはりそういうものは、町村では無理にしても、道に権限があるとなれば、道のほうからやはりそういう不正利得という部分の中には、きちんとやはりそういうものも対応する。今もう休止してしまって、どこに行ったか分からないという話であれば、何もできないまま終わってしまうという話になりますから、そうではなくて、やはりきちんとした法手続きなんかを踏まえた上で、やはりあるものはきちんと法的に処理していくという考えがおありなのかどうか。要は100分の200以下、取る、取らないは別にしても、法令に沿って、しっかりと対処すると。これは町村だけでは無理にしても、道と連携を取って、しっかりとこれはやらないと、私は駄目な案件ではないかと思うのです。このまま流れに沿ってこうなりました、ああなりましたでは、私は済まないと思うのです。いかにやはり町村が主体的に道と連携をしながら、法的の範囲の中で、しっかりとこういう事案が二度と起きないような対応をするために、しっかりとやはり対処していただきたいと思う。そこら辺をお願いしたいと思います。

それから、37万円の関係ですけれども、これについて、やはり、今破産手続き云々と言いますけれども、結果的に破産手続きして、町も何番目かで手上げていると思うのですけれども、結果的に何ももらえませんでしたという、これを正式に議会に報告はしなければ駄目だと思うのですけれども、やはりその間にどれだけ町が対応してきたかということなのです、我々が問題にするのは。したがって、滞納整理機構だってあるわけですから、これは関係ないことにしても、そうやってやはり滞納している、あ

るいはそういう部分で返還金も払わない、そういうものに対しては、しっかりと我々は取っていくのだと。ほかの人方と法の下の平等を崩さないのだという、やはり基本的な姿勢を持つならば、しっかりとやはり400万円の件にしても、30万円の件にしても、やはりほかの町民とのバランスあるわけですから、しっかりとやはりそういうものは、取れませんでしたとか、結果としてこうなりただけではなくて、そのプロセスの中にどれだけやはり町が入っていった努力をしたか、汗を流したか、ここが問題だと思うので、そこら辺の取組について、再度お話を聞きたいと思えます。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 今、田村委員のほうからもお話ありましたように、私たちのほうとしても、関係各所と対応しながら、しっかりと対応していくようにしてまいりますし、また、その経過については、また機会を見て、皆様に報告していくようにしたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○川上委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○川村副委員長 ちょっと1点だけ、すみません。

共通様式のナンバー10の18の負担金補助及び交付金の中の基幹相談支援センター事業負担金の割合と事業内容と、その下の障がい者地域活動支援センター運営補助金の400万円。これ、上の負担金の業務と下の内容が違うものなのか。ちょっとその辺詳しく教えてください。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 1点目が基幹相談支援センター事業負担金ということでよろしいでしょうか。

基幹相談支援センターについては、7割分を人口割ということで、函館77.3%、北斗14%。七飯8.7%、残りの3割分を利用割ということで、函館82.9%、北斗8.1%、七飯9.0%で負担するというので、協定に基づいて実施しております。

基幹相談支援センターの業務についてですが、障がい者の方の福祉に関する問題に関する相談に応じるセンターという形になりますので、相談内容に応じて必要な助言、情報の提供ですとか助言、あとサービス利用の調整などを行ったりですとか、あと何か虐待の関係の事案があった場合などの対応を行う機関という形になっております。

もう1点目が障がい者地域活動支援センター利用者負担金というところでよろしいでしょうか。地域活動支援センターについては、基幹相談支援センターとは違いまして、就労が困難な在宅の障がい者の方が、いろいろとサービス利用できるまでの間の支援を必要とした方々ですとか、なかなか障がい者施策で行って、就労支援にちょっとなじめないような方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方々の日中活動を提供する場ということで実施している事業となっております。

以上です。

○川上委員長 川村副委員長。

○川村副委員長 ちょっと確認なのですが、最初相談とかそういった部分でお願いするというのは、これ、七飯町のほうに行くのではなくて、函館のほうに七飯町の人も相談しに行くような状態なのか、ちょっとその辺だけお願ひします。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 ケースバイケースと言ったらあれなのですが、ここの基幹センターがあるから七飯では相談受けませんよということでは決まてございませんので、もちろん福祉課のほうの担当係でも相談は受付しております。ただ、具体的に訪問による相談支援ですとか、具体的なサービス調整というふうになってくると、福祉課のほうではそこまで対応ができる体制にはなっていないものですから、こちらのほうのセンターの職員さんのほうと連携しながら対応していただくという流れで行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○川上委員長 川村副委員長。

○川村副委員長 今の函館のほうの相談支援セ

ンターにお願いするケースとは別に、先ほど下のほうの運営補助金のほうでもらっている施設、それはそこから紹介してもらって行くという形でいいものなのか。それとも、直接支援センターのほうに、障がい者地域活動支援センターのほうに利用したいと思っている人は直接行くものなのか。ちょっとその辺も教えてください。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 サービス利用までの流れもいろいろなパターンがありまして、もうある程度利用することが御自身で決まっている場合は、介護保険で言うとかケアマネージャーの方も障がい者施策のほうで相談支援事業所というところがありますので、そちらのほうに直接相談に行ってください、こちらのセンターに行かなくても町内にも事業所ございますので、そちらのほうに直接行っていただいてサービス利用ということでも構わないと思いますので、そのたびのケースバイケースです。ですので、基幹相談支援センターは、よりちょっと専門的な対応を必要とする方が利用するようなイメージになるかと思います。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 ないようですので、質疑を終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了いたします。

福祉課長、後ほど追加資料等ありますので、出来次第、事務局のほうに届けてください。

福祉課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前 11時32分 休憩

午前 11時32分 再開

○川上委員長 それでは、休憩以前に引き続き、再開をいたします。

次に、農業委員会の審査を行います。

農業委員会事務局長、御苦労さまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

それでは、農業委員会事務局長、お願いいたします。

○赤石農業委員会事務局長 それでは、令和4年度農業委員会分の決算について説明させていただきます。

決算審査共通様式ナンバー1となります。

決算書では140ページから143ページとなります。

事業決算名、農業委員会費、事業の目的、農業委員会活動を円滑に行うためとなります。

まず、当初予算額873万8,000円、補正予算額367万9,000円、予算現額計1,241万7,000円に対し、支出済額1,235万5,506円となりまして、不用額6万1,494円となります。執行率は99.5%となります。

例年と違う点について御説明します。

まず、6月定例会にて補正させていただきました428万8,000円の12節委託料の農家台帳システム更新委託料になりますが、令和4年11月に5年リースが満了する農地管理地理情報システムと現行の農家台帳システムについて、地図機能を有し、かつ農業委員会サポートシステムと連携可能な新たな農家台帳システムに移行することで業務の効率化を図るものであります。

続きまして、9月定例会にて補正しました11節役務費、通信運搬費2万5,000円、13節使用料及び賃借料、端末管理使用料で1万9,000円、17節備品購入費、一般備品購入、タブレット端末4台購入について12万4,000円でございます。

まず、タブレット端末購入についてですが、現地確認アプリを活用することで、農地利用状況調査時等の地図作成、移行把握等を現地にて確認、入力した情報が農業委員会サポートシステムにデータ反映されることにより業務の効率化を図るために導入したものであります。

電話通信専用回線通信料についてですが、タブレット端末を使用するための通信料となりま

す。

端末管理使用料、MDM利用料についてですが、MDMの機能としましては、紛失時、持ち歩いたときのタブレットで、万が一紛失してしまったりだとかした際の、どこで落としたかという位置情報取得と、端末ロックと言いまして、ほかの人が使えないようにという、端末をロックするためのシステム、あとは業務に関係のないアプリのインストールの制限、操作ログの管理となります。

3月定例の補正については、整理予算となります。

その他、補正予算の内容及び特定財源の内訳、事業決算の具体的な内容は、記載のとおりとなります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○川上委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

中川委員。

○中川委員 需要費で印刷製本費、農業委員会だよりなのですけれども、これ、広報に挟まったりとかという感じで私は見ているのですけれども、これを見た反響というのですか、例えば農地を貸したいとか売りたいとか、そういったものも載っていると思うのですけれども、そういったものを見ての問い合わせというのは実際あるのかなと。

○川上委員長 農業委員会事務局長。

○赤石農業委員会事務局長 中川委員おっしゃるとおり、あっせん情報というのが農業委員会だよりに載っています。貸したい、売りたいとかというあっせん状況が載っています。ただ、うちとしまして、そこを見て来ましたとかという、ちょっとそこまでの確認は取れてはいないのですけれども、あっせん、売りたい、貸したいとかという字別で何件ありますよという形で載せております。ちょっとそこまでの把握というのはしてませんが、それで御理解いただきたいと思います。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 私がちょっと言いたかったのが、せっかく農業委員会の関係で農業委員会だより

をつかって、いろいろな情報を出してくれているのですけれども、ある意味では遊休農地対策だとか、そういう意味も含めて、そういう情報の周知方法が農業委員会だよりだけで足りているのかどうかという、今の現状。

○川上委員長 農業委員会事務局長。

○赤石農業委員会事務局長 遊休農地対策も農業委員会だよりの中には盛り込んでいっているのですけれども、確かに委員おっしゃるとおり、それだけで足りているかどうかというのは、もしかすると足りてないのかもしれませんが、うちのほうとしては遊休農地をパトロールしまして、その結果、遊休農地になっている方には利用意向調査としまして、どういうふうに使っていくのかだとかという調査をしてもらって、その後どういうふうに使っていくか、あと誰かに売りたいだとか、貸したいだとかというあっせんにつなげていこうとかして、少しでも遊休農地対策をしていっているところでございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 遊休農地の取組は分かるのですけれども、それではなくて周知方法が、せっかくそういう取組をしているから、農業委員会だよりだけで周知方法が足りないというか、せっかくいろいろなそういう取組をやっている、農業委員会だよりに書いてあるようなことというのを農業委員会だよりだけだったらもったいないかなと。もっともっと周知したほうがいいと思うのですけれども、その点について。

○川上委員長 農業委員会事務局長。

○赤石農業委員会事務局長 周知方法としましては、あと町のホームページなんかにも載せていきたいなとは思っています。それと、あと、先ほどあっせんというもののほかにも空き農地バンクというのも町のほうでやっています、空いている農地を、これは対策にはなるのですけれども、空いている農地を貸したりという、情報提供としても空き農地バンクとしてホームページのほうに載せております。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 ホームページ等も町の情報発信で

はいろいろ活用していると思うのですが、ただ現実的に町民の方、もしくは町外の方でもいいのですが、ホームページを見る人がたくさんいてくれればいいのですが、そうではなくて、やはりもっと目に付くような周知方法も考えたほうがいいのかと思うのですが、その点について。

○川上委員長 農業委員会事務局長。

○赤石農業委員会事務局長 周知方法としましては、確かに委員おっしゃるとおり、ホームページ、あまり見られない方、見れない方、いらっしゃるかと思えます。そういう方に対して、農業委員会だよりは確かに広報と一緒に入っていくので、ホームページを見なくても見れる方はいらっしゃるとは思うのですが、そのほかに今後何かできる対策があるか、ちょっと農業委員会でも検討して、対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、農業委員会に対する審査を終了いたします。

農業委員会事務局長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午前 11時42分 再開

○川上委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

次に、農林水産課の審査を行います。

農林水産課長、御苦労さまでございます。

決算書及び提出資料に基づきまして、簡潔な説明をお願いいたします。

それでは、農林水産課長、お願いいたします。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 共通様式になります。共通様式ナンバー1、決算書142ページから143ページ、事業決算名、農業総務費になりま

す。各種委員協議会に対する負担金の支出を目的としていますもので、当初予算55万5,000円、補正予算額マイナス8,000円、予算現額54万2,000円、決算額53万9,555円、不用額2,445円、執行率99.5%となっています。

歳出補正予算、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー2、決算書142ページから143ページ、事業決算名、農政公用車管理費、当初予算19万9,000円、補正予算額マイナス2万5,000円、予算現額17万4,000円、決算額15万3,000円、不用額2万1,000円、執行率87.9%となっています。

歳出補正、具体的な内容は、記載のとおりです。

共通様式ナンバー3、決算書142ページから145ページ、事業決算名、農業支援対策事業費になります。農業及び農村振興に係る事業を推進することを目的としているもので、当初予算額777万6,000円、補正予算額2,139万2,000円、予算現額2,916万8,000円、決算額2,910万3,811円、不用額6万4,189円、執行率99.8%となっています。

歳出補正、特定財源、具体的な内容については、記載のとおりです。

共通様式ナンバー4、決算書144ページから147ページ、事業決算名、経営所得安定対策推進事業費になります。経営安定対策に係る事務の円滑な実施のための事業費となります。当初予算額499万2,000円、補正予算額140万5,000円、予算現額639万7,000円、決算額636万1,754円、不用額3万5,246円、執行率99.4%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー5、決算書144ページから147ページ、事業決算名、土地改良総務費になります。土地改良事業全般を円滑に推進す

るためのもので、当初予算額39万1,000円、補正予算額6,960万1,000円、予算現額6,999万2,000円、決算額6,999万1,084円、不用額916円、執行率100%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー6、決算書146ページから147ページ、事業決算名、農業施設維持管理費でございます。農業用施設の適正な維持管理を行うものため、当初予算額47万9,000円、補正予算額47万3,000円、予算現額95万2,000円、決算額95万819円、不用額1,181円、執行率99.9%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりです。

共通様式ナンバー7、決算書146ページから147ページ、事業決算名、国営農業基盤整備事業費でございます。国営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るためのもので、当初予算額82万2,000円、補正予算額マイナス5万1,000円、予算現額77万1,000円、決算額77万566円、不用額434円、執行率99.9%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー8、決算書146ページから147ページ、事業決算名、道営農業基盤整備事業費になります。道営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るためのもので、当初予算28万7,000円、補正予算額2,198万2,000円、予算現額2,226万9,000円、決算額2,226万3,361円で、不用額5,639円、執行率100%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー9、決算書146ページから149ページ、事業決算名、土地改良公用車管理費でございます。当初予算額29万2,000円、補正予算額ゼロ円、予算現額29万2,000円、決算額29万734円、不用額は1,2

66円、執行率99.6%となっております。

具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー10、決算書148ページから149ページ、事業決算名、町営城岱牧場運営費でございます。当初予算額1,040万8,000円、補正予算額107万1,000円、予算現額933万7,000円、決算額932万3,977円、不用額101万3,023円、執行率99%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー11、決算書148ページから151ページ、事業決算名、町営牧場作業車管理費でございます。当初予算額183万6,000円、補正予算額マイナス16万4,000円、前年度繰越額748万円、予算現額は915万2,000円、支出済額は912万1,076円、不用額は3万924円となっており、執行率99.7%です。

歳出補正、具体的な内容は、記載のとおりです。

共通様式ナンバー12、決算書150ページから151ページ、事業決算名、林業費でございます。林務行政の円滑な推進のためのもので、当初予算857万5,000円、補正予算額マイナス253万4,000円、予算現額604万1,000円、決算額602万1,143円、不用額1万9,857円、執行率99.7%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー13、決算書152ページから153ページ、事業決算名、町有林整備費になります。町有林の整備促進を図るためのもので、当初予算額943万円、補正予算額マイナス23万6,000円、予算現額919万4,000円、決算額919万3,000円、不用額200円、執行率100%となっております。

歳出補正、特定財源、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー14、決算書152ページから153ページ、事業決算名、水産業費でございます。予算現額は8万9,000円、支出済額は8万7,512円、不用額は1,488円となっております。執行率は98.3%です。

具体的な内容は、記載のとおりでございます。

共通様式ナンバー15、決算書220ページから221ページ、事業決算名、農道等災害復旧事業費になります。当初予算額50万円、補正予算額559万2,000円、予算現額609万2,000円、支出済額609万1,800円、不用額200円、執行率は100%。

歳出補正、具体的な内容は、記載のとおりです。

共通様式ナンバー16、決算書220ページから221ページ、事業決算名、町営牧場災害復旧事業費になります。当初予算額はゼロ円、補正予算額409万2,000円、予算現額409万2,000円、支出済額409万2,000円、不用額ゼロ円、執行率100%。

歳出補正、具体的な内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、共通様式3でございます。令和4年度収入未済額の状況、ナンバー1となります。

初めに1枚目となりますが、ここでは滞納繰越分となります。生活困窮により収入が少ない状況ですが、引き続き納付を要請したいと考えております。

20款5項4目雑入、公舎貸付牛事故賠償金1件、合計調定額4万7,329円に対し、収入額計3万6,000円、収入未済額1万1,329円となっております。

16款2項2目物品売払収入、貸付肉用牛売払収入4件の合計調定額98万1,071円に対し、収入額3万6,000円、収入未済額94万5,071円となっております。

続きまして、様式3、令和4年度収入未済額の状況、ナンバー2となります。国営土地改良事業受益者負担金となりますが、下段、滞納繰越分4件、44万3,000円の納付がありまし

たが、先ほど同様、生活困窮が理由となりますが、引き続き納付を要請してまいります。

12款2項2目農業負担金、国営土地改良事業受益者負担金36件の合計調定額2,502万5,728円に対し、収入額計4件、44万3,000円、収入未済額計2,458万2,728円、35件となっております。

以上をもちまして、農林水産課所管、令和4年度決算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 農林水産課長、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後1時再開し、農林水産課長に対する質疑から始めます。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○川上委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

農林水産課長への質疑から始めます。

池田委員。

○池田委員 ナンバー3の七飯町4Hクラブの活動費補助ということで、今4Hクラブって何人くらいいるのかなと思って。七飯の農業後継者の若い人たち、会に入っているのが何人いるか。

それから、その下のほうの環境保全型農業直接支援対策事業補助金、これどのような内容の補助金なのか、事業の補助金なのか。

それから、その下の施設園芸エネルギー転換促進事業補助金、これもどのような内容の補助金なのか。

それからもう一つ、北海道農業次世代人材投資事業補助金というのは、どのような事業なのか教えてください。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、順番にお答えいたします。

七飯町4Hクラブでございます。これは農業者の後継者の若い方が組織しているクラブでございます。令和4年度は4人ということで

ざいます。

次の環境保全型農業直接支払対策補助金でございますが、こちらは環境に配慮した農業の取組、有機農業、どちらかと言いますと化学肥料を使わない有機農業だとか、フェロモントラップなどを活用した農業されている方に対する補助金でございます。通常の農業とは少しやり方が、営農の仕方が違うタイプになりますが、そういった形で化学肥料を使用せず有機農業、そういった環境に配慮した営農の仕方というようなことの補助金でございます。

それと、施設園芸エネルギー転換促進事業の補助金でございますが、こちらは昨今のエネルギーの価格などの上昇がありますが、施設園芸でそういった燃油を使用せず、ハウスなどのビニールを多重張りなどして、太陽光、そういった熱を利用しながら営農をするというための補助金でございます。無加温パイプハウスというようなもの、14棟のほか、多段サーモ、加温機のサーモを多段にしまして、きめ細やかな温度調整などをして、燃油の使用を控えるというようなものでございます。そういった事業でございます。11名の方がそういった補助を今回使用してございます。

それと、北海道農業次世代人材投資事業補助金でございますが、こちらは2名の方が活用してございまして、新たに農業を始める方に対して、経営の安定などを図るために、最大5年間、年間150万円を最大にして補助しているというようなものでございまして、1組は夫婦で新規就農されましたので、この方は1.5倍のルールがございまして、計算いろいろ、所得などの計算も見て、計算方法があるのですけれども、そういった経営が安定するまで、そういった補助をするというような新規、新たに農業を始めた方に対する補助でございます。

以上でございます。

○川上委員長 池田委員。

○池田委員 4Hクラブのかなり少なく、4名ということですがけれども、やはり七飯の農業の後継者ですから、男の方ばかり、男性ばかりではなくて、女性の方も農業に関心ある人もオッ

ケーなのですけれども、そういう部分で推進のほうもまだまだ、ちょっと4名だと少なすぎるかなと思いますので、推進のほうお願いしたいということ一つと、それから新たに農業をやられたということで、この人たちは畑作ですか、それとも酪農ですか。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 4Hクラブについては、委員のおっしゃるように、男性、女性関係なく、女性についてもこういったクラブに入っただけのように努力したいと思います。

あと、北海道農業次世代人材投資事業補助金でございますが、1件は畑作でございます。野菜づくりでございまして、もう1件は鶏、養鶏でございます。そういった形で2件の方というふうな形になってございます。

○川上委員長 ほかにございせんか。

上野委員。

○上野委員 ナンバー4とナンバー8、14の3点ちょっとお伺いします。

ナンバー4に関してですけれども、これは経営所得安定対策直接支払推進事業ということでの補助金なのですが、これは315万4,920円という補助金ですね。これは補助対象者への情報提供と言いますか、それはどのようにして募集されたのか、まず1点。

それから、受給条件と内容、どのような条件でこういう補助金が出されるのか。

それから、今回の受給者の数が何人だったのか。それについてまず、ナンバー4についてお伺いいたします。

それから、ナンバー8なのですが、これは農業経営高度化支援事業補助金ということで、161万7,574円という補助金が出されております。これについては、高度化という表現でされた事業なのですが、高度化という事業の内容について、一つお伺いしたいのと、それから今回対象になった農家の戸数、これについて伺いたいというふうに思います。

それから、ナンバー14です。これは内水面漁業振興という事業費なのですが、実際は8万7,512円という事業費で、事業としてはほと

んど内容適用なものになっていないのですけれども、大沼の漁業の内水面漁業、課題はないのか。こういう予算で例年行われているような感じがしますので、その辺についてちょっと伺いたい。

以上です。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、ナンバー4の経営所得安定対策直接推進事業補助金でございますが、こちらは、この事業を行うための事務経費の補助金でございます。こちらはこの事業中心となって行っております七飯町地域農業再生協議会に対する事務経費でございます。ですので、農業者の方に支払っているというよりは、関係団体のほうに支払っているというものとなります。

次に、ナンバー8の農業経営高度化支援事業補助金でございますが、こちらは道営事業に対しまして基盤整備事業を行っているものでございます。こちらは、御上谷地地区というところの基盤整備を行っているところでございますが、そこの中での国の補助でございます。一定率で補助されるものでございます。こちらは農業者ではなく、関係団体のほうに支払っている補助金でございます。一定のルールに基づいた国の補助金でございます。

ナンバー14でございます。委員のおっしゃるとおり、予算上は少ない金額でございます。こちらのほうは、漁業団体に対して事業として行っているものでございます。金額の部分もあるのですが、こちらのほうも毎年、この漁業団体と調整しながら行っているものでございますので、金額は確かに少ないものでございますが、有意義に活用できるように連携しながら進めているものでございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 最初のナンバー4に関しては分かりました。

ナンバー8のほうなのですけれども、関係団体へのという形で行われているということですか

けれども、この高度化という意味、もう少し、どのような内容に対して高度化と言っているのか、その辺について一つお伺いしたいということと、特定の地域に対して行っているということもありますけれども、その特定の地域という、その理由についても、もう少し分かる、そしてその地域が特にそういう対象となるという理由についても、少し説明してください。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 先ほどの、すみません、言葉が足りなかったかもしれませんが、農業経営高度化支援事業補助金でございますが、こちらは国の補助金の名称でございます。高度化ということでございますが、こちらはその地域に対して道営事業が順調に進むように、国のほうで設けた事業でございます。そういった中で行われている補助金という名目でございます。さらに進めていくというような意味合いでございます。

こちらは、先ほど御上谷地地区というように申し上げていましたが、これはこういったルールの下で行ってしまして、それ以外にも基盤整備進めています。そちらのほうも、その時期が来ましたら、管理している関係団体のほうで進めていくというようなものでございまして、今後そういったものが関係団体のほうで申請するというところで出てきますので、そのときのやり方というふうな形になります。ですので、ここを特別、ここをやっているというようなものではございません。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 説明受けていますけれども、よく分からない部分があります。この特定の地域、そして特定の農家でなくて団体へという形でやっているということなのですが、その地域で特別の生産品目があるのそういう事業なのか、それともその地域の農業者を支援するという状況での事業なのか、その辺もう少し分かるようにお願いします。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 すみません、言葉が足り

ず申し訳ございません。

こちらは、基盤整備、農地の基盤整備を行っている、その地区に対して補助されるというものでございますので、そういった基盤整備を行っている場所、今回であれば御上谷地地区という場所で基盤整備を行っていますが、その基盤整備を行っているところに対して出るものでございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 ほかに、平松委員。

○平松委員 ナンバー11、この10番の需用費、その他修繕というところがあるのですけれども、修理費と書いてありますけれども、ちょっとここの説明をお願いしたいのと、もう1点、ナンバー12、これの10番の需用費、ここで建物修繕というのが出ているのですけれども、この件についての説明。12番の委託料、森林経営管理委託業務111万1,000円、これはどういったことなのかの説明をお願いしたいのと、18番、負担金の下のほうになりますけれども、豊かな森づくり推進事業補助金、これはどういった内容だったのか。それから一番最後に森林整備推進補助金、これについての説明をお願いします。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 共通様式ナンバー11の修繕でございますが、こちらは城岱牧場で使用してございます作業用機械、主にトラクター、バイクなどあるのですが、そういった機械の随時の修繕と、あとトラックというものがあるのですが、それが車検がございまして、その車検の費用など充ててございます。それ以外は日々の修繕というような形になります。

ナンバー12のほうでございますが、こちらのほうも修繕料でございます。こちらのほうは、森林公園にあります杉風館のテラス、テラスのほうでテラスの縁のタイルがもう割れてきていまして、そういった割れたタイルなどを一旦修繕しようということで、その割れたタイルのテラスの部分、修繕させていただきました。

それ以外に、本町見晴公園に丸太を使った遊具があるのですが、そちらのほうも傷んでいま

したので、そちらのほうも同じ木材を使って修繕させていただいたというところでございます。

12番の委託料でございます。森林経営管理委託料でございますが、こちらのほうは、平成31年4月に森林経営管理法というものが施行されまして、こちらのほうは、町のほうから森林組合のほうに今後の制度説明などを森林所有者に行っていただくこと、また、適切に管理されていないと思われる森林所有者に管理の状況等を調査しまして、そういった中身を吸い上げて、管理されていないような所有者に対しましては、森林組合のほうで管理ができるように進めるため、いろいろ森林組合に調査をしていただいているというものでございます。

負担金でございますが、豊かな森づくり事業補助金でございます。こちらは森林の整備のために伐採後、確実に植林をしていただくという趣旨で行われている事業でございます。町と道のほう協調して、そういった事業を行っている者に対して確実な植林を進めていただくというようなことで補助されている補助金でございます。

森林整備推進補助金でございますが、こちらのほうは森林整備をしている中で、北海道のほうでも補助金というのは出しているのですが、さらなる森林整備を進めるため、町のほうでもそれに上乗せいたしまして、森林整備をしている事業者に対しまして補助をしているというようなものでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 まず最初に、ダンプトラックの修理代なのですか。トラクターは全部新しくなったのですよね。トラクターと書いてあるので聞いたのですけれども、古いトラックを全部下取りか何かに出して、それで新しいトラックに替えたはずなので、なぜ修理代が上がったのかなということで質問しましたけれども、トラクターも修理があるのですか。それからダンプトラック、これは別に車検だとか何か項目は別にながっているのに、修理の説明のときに何か今

車検の話をされたようですけれども、もう1回ちゃんと説明をしてください。

それから、ナンバー12のほう、これなぜ聞いているかと言ったら、森林環境譲与税を充当していますね。私が聞いたものは全部そうなのですけれども。森林環境譲与税というのは、極端な話、何に使っても確かにいいのです。そんな極端な縛りはないです。それにしても、建物の修理費というのは、これ、どういう、使えるから使おうという判断なのか。今までその100万円のお金が出ないので、基金から取り崩して使ったということになると思うのですけれども、その辺、その森林環境譲与税、基金にあるお金を引き出すということに対して、何か後ろめたさみみたいなものは感じなかったのですか。この建物の修理という。森に対することではないですから。

それで、委託料、これは森林組合に、今の状況調査のために出しているというような説明だったと思うのですけれども、これって結果出てるのですか。調査に対して111万円からのお金出したのですけれども、こういうふうになっていますというものが出てきているのかどうか。もし、それ見れるのだったら、見たいと思います。

それから、豊かな森づくり、これは植林事業だとおっしゃっていましたが、植林事業というのは別の項目で出てませんか。これは植林するだけのための補助金なのですか。伐採した後に植林をするはずなのですから、その項目と、この豊かな森づくり推進事業補助金というのはだぶってませんか。同じではないかと思うのですけれども。

それから最後の森林整備の推進補助金、道から出るお金に対しての上乗せだという説明だったので、上乗せする必要がどうしてあったのか。例えば今まで100本しかできなかったものを上乗せして200本にするのだとか、ちょっとそこの説明がよく理解できないので、もう一度お願いします。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、お答えしてい

きます。

ナンバー11の作業用機械修繕でございます。こちらのほうは、トラクター、新しいものもございますが、それ以外のトラクターなどについてもあるわけですが、それ以外に日常使っているバイクもあるのですが、そういったバイクなども毎日草地の中などで使っていますので、いろいろ修繕が必要なところが出てくるというようなことでございます。

先ほどのダンプトラック、トラックに関しましては、こちらは毎年車検という形になるのですけれども、こちらの車検費用のほうもその修繕料の中から賄わせていただいているというようなものでございますので、全て車検の部分も修繕料の中で支払させていただいております。

あとナンバー12でございます。ナンバー12の杉風館のそういったテラスの部分の修繕につきましてでございますが、こちらのほう、杉風館のほう、森林公園の中にございまして、そういった木の関係でPRするような施設でもございます。そういった関連もございまして、環境譲与税を使わせていただいております。

委託料の関係でございます。令和4年度の委託でございますが、50名の森林所有者に対しまして、令和4年度調査いたしまして、内訳的なもので言いますと、管理委託などを希望している方が6名、売買をしたいのだというふうに思っている方が5名、自分で管理していきますというような方が4名、それ以外の方が7名ということで、全体的には50名調査しての中、22名の方が回答いただいているような形でございます。この回答いただいた中で、内容を鑑みながら、今後の森林組合などのほうで作業ができるのかどうかなどを調査する下地となりまして、これを見ながら森林組合のほうでも、そういった経営管理をしていけるように誘導していきたいというように考えてございます。

豊かな森づくり事業でございますが、こちらは先ほどもちょっと申し上げましたが、伐採後の確実な植林をしていただくというような形で、植林をするためのものもございます。こちらのほうは北海道のほうでも補助をしてござい

まして、町のほうも同調して補助をしているというものでございます。

森林整備推進事業補助金でございますが、こちらのほうは町のほうも上乘せさせていただいているということでございますが、意味合いとしては、こちらのほうはどちらかというと保育中ということでございまして、木のほうは一旦植えてもすぐに材となって、利益が上がるというようなものでは、御存知のとおりないのですが、その保育期間中をきちんと作業していただいて、良質な木材ができるように、その保育を毎年やっていかなければ駄目だというようなのが山林でございまして、そういったところに上乘せをさせていただいて、森林の整備を進めていきたいというようなものでございます。ですので、こちらは保育中、数年保育が出てくるのですが、そういった中で確実に進めていけるよう補助しているものでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 12番のところだけ最後の質問をさせてもらいますけれども、111万円かけて調査をしたと、そうしたら6人、5人、4人、7人、20人弱くらいの人たちの今後どうするのかというのは分かったという今の御説明でしたけれども、111万円もかけて、そういうことしか分からなかったのですか。これは森林組合にお願いをして、調査をして、そういう業務だということなのでしょうけれども、これって今回ではなくて今までやってません、何か調査を。森林環境譲与税来たときに、一番最初に何か調査をしますとおっしゃいましたよね。ちょっと古い資料見れば分かるのでしょうか。もう5年くらいたつのではないですか。それが今またこうやって百十何万円かけて、出てきたというのが合点がいかないで、きちんとした説明をお願いします。私は今まで森林組合にそういう調査を依頼しているというふうに、ここで、本会議場で説明を受けてました。

それから、最後の二つですけれども、同じように植林する人たちに補助の上乘せという説明になるのでしょうか。元々伐採をした後

には木を植えなければいけないと。それで、木を植えるときには国の補助の制度がありますから、それを皆さん申請してやらないと、とても緩くないので、それ使っているはずなのですけれども、さらに道だとか町の上乗せをしているという御説明なのかどうか、その確認をお願いしたいと思います。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、委託の件でございますが、委員のおっしゃるとおり、過去からこれは進めているものでございます。令和2年から少しずつ実施してきてまして、これは全体を、当初もそうですが、この中で、少し時間をかけてこれは調査していくというようなもので、当初から進めてございまして、一遍に全部の調査というのはなかなかきれいなというようなこともございまして、少しずつ区切って調査している状況でございます。そういった中で、過去から少しずつ調査している状況でございまして、最終的には全体を調査していきたいというようなものでございますので、御理解願いたいというふうに思います。

豊かな森づくり事業補助金でございますが、こちらのほうは負担といたしましては、道のほうが大体16%以内補助、町のほうは10%というような形で、全体的に26%以内の補助として行っているというようなものでございますので、やはり伐採後植林をしないで、そのままというふうになりますと、なかなか山林としての機能も果たせないものでございますから、確実に植林していただきたいというような形で行っているものでございますので、御理解願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

稲垣委員。

○稲垣委員 ナンバー3の環境保全型農業直接支援対策事業補助金と施設園芸エネルギー転換促進事業補助金なのですが、これはどのように告知しているのかというところをちょっと教えてほしいのと、ナンバー4の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金なのですが

も、昨年に比べて金額がかなり上がっていると思うので、その辺ちょっと説明お願いいたします。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 環境保全型農業直接支払支援補助金でございますが、こちらのほうは先ほどの繰り返しになりますが、化学肥料などを使用を控えて有機農業、また、そのフェロモントラップなどを使って農業をしていただくというようなやり方で、環境に配慮した農業ということで、こちらのほうは国が50%、道と町それぞれ25%の負担割合で、そういった農業を取り組まれている方に対して補助しているというものでございます。なかなか化学肥料とか化学合成農薬、そういったものを控えて作業していただくということは、通常の農業に比べて大変な部分も出てくるかというようなこともございまして、そういった環境に配慮した農業を取り組まれている方に対する補助という形になっています。

あと、施設園芸エネルギー転換促進事業補助金でございますが、こちらのほうも今回は11名の農業者の方に対しまして、施設園芸されているハウス、通常一重張りのビニールハウス等ですと気温をなかなか保つところが難しい場合に、ビニールを多重に張りまして、自然の力で温度を保つというようなことで、昨年燃油等も上昇しているというようなことでございます。そういった、少しでもそういったのを、燃油などを使わずに農業を行っていただけるように取り組んでいるというような事業でございまして、主に無加温ハウスなど、そういったものとか、中で温める加温機についても、きめ細やかに温度調整できるもの、そういったもので無駄に燃料を使用しないようなものなどを導入していただいたり、LEDの照明装置、そういったものを活用していただいて、コストを抑えていくというような農業の取組に対する補助でございました。（発言する者あり）

失礼いたしました。すみません。こちらは、農業者の方に対しまして、通知を出しまして、農業を行っている、ハウス園芸などを行っている方に

対して、聞き取り調査などを行いまして、希望を聞き取り、最終的にこの11名の方が補助申請するというようなことに至りまして、行ったものでございます。大変失礼いたしました。

ナンバー4でございます。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金でございますが、こちらは委員のおっしゃるとおり、昨年より金額高くなっています。これは令和4年の12月定例会のときに予算を補正させていただきまして、176万9,000円予算を増額させていただきました。こちらのほうは歳入、歳出同額で補正させていただいたのですけれども、上昇した要因といたしましては、この経営所得安定対策事業を行う上で、国が運用しておりますシステムで、通称eMAFFと呼ばれている農業の申請などを電子的に受け付けている、そういったシステムがでございます。そのシステムに、経営安定対策事業で行っている農地のデータなどをリンクさせるために、そのシステムの改修を行ってございます。そのための補助金でございまして、令和4年度に関しては、12月補正させていただいた分がシステムの改修にかかったお金ということで上昇しているものでございます。そういったことでございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 ありがとうございます。

環境保全型の農業のやつも農業の聞き取りして、農業の皆さんに告知しているとかそういうのではなく、聞き取りした調査の上で個別に案内しているということですか。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 こちらのこういった有機的な農業を行っている農業者の方が団体を組織しておりまして、その1団体に対して補助しているというものでございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 収入未済額の関係、様式3、2枚ありますけれども、これについて、まず物品売

払収入、これについては102万円ほど、未済が95万6,000円ということで、これはどういふふうなものが残ってきているのか、まず教えていただきたい。

それから、次のページの農業負担金、2,500万円、収入済額が44万円ということで、収納率が0.02%、これはどういふふうな理由で、ほとんどもうそのまま払ってない。これはどういふふうな形でどういふふうになってしまったのか。まず、具体的な説明ということで生活困窮、いずれも上がっていますけれども、これ具体的に生活困窮という基準、これはどういふ基準でもってこう判断して、恐らく生活困窮のために支払いが難しいよということで、これ、免除だとかしてない、そのまま理由として、調査した結果、どういふ生活困窮で払えないよということだと思ふのですけれども、この生活困窮の押さえ方、これをちょっと教えていただきたいと思ふます。

それから、国営土地改良事業、それぞれ土地の地権者が負担してという、これがこの金額だと思ふのですけれども、国のほうに払うのは、ばらばらに払うのではなくて、町が一括払うと思ふのです。そうなりますと、どういふ人方の収入未済額、これが町が肩代わりしているという格好になるのですか。もしそうだとすれば、やはりちょっと問題出てきますよね。4億4,000万円か何かの歳入見えますよね。国の土地改良の関係で4億4,300万円。どういふふうなもので入る予定が、結果的には穴が空いてしまって、町が肩代わりして、このまま流れていくという。条例というのか規則というのか、そこら辺は減免だとか免除だとか、そういう規定はない、あくまでもこれは地権者の本人が負担するものだから、どこまでもかかりますよ。例えば、民法だとか、ああいうものについては時効ありますよね。税は5年、それ以外は3年ですか、いろいろあると思ふのですけれども、そういうことを考えれば、これかなりの年数、13年羅列しているのですけれども、この部分について、もう少し積極的に、なくするというのはおかしいのですけれども、もう少し軽減策

というのですか、町も回収には努力してるのでしょうか、このまま2,400万円入らないまま行くという話しになると、町の財政も穴空いたままだという。そういうことで、もう少しこの対策について、町はどういふふうを考えているのか、そこら辺ちょっと説明願いたいと思ふます。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、お答えしてまいります。

ナンバー1のほうになります、こちらのほうは、当時、北海道農業開発公社、そういった団体から借り受けた肉用牛に対しまして、本来であれば借り受けしているものでございますが、最終的には返すようなものでございますが、それを当時返さなかったというふうなものでございまして、借りていたものを売り払いという形で、最終的に返せてないというふうなものがあつたということでございます。

そういった中で、その部分の借り受けたものに対しまして、その当時の金額でございしますが、現在、未済額で94万5,071円が残っているというふうなことでございます。

これは、その関係者とお話いたしました、少しずつ大変恐縮だとは思っています。なるべく多く収入、返済していただけるようにお話しているところでございしますが、なかなか出せる金額というのが上がらないということでございます。機会があるごとに、少しでも多く入れていただけないかという作業はしているところでございしますが、現在この金額で進んでいるというふうなものでございます。

ナンバー2でございます。こちらは国営の土地改良事業を行ったときの受益者負担金というふうなことでございまして、今年度でありますと、令和4年度でございますと44万3,000円というふうな金額、全体から見ますと、委員おっしゃるとおり少ない金額でございます。

こちらのほうも、当時、その受益の負担分ということで支払いしていただいているものでございしますが、少しでも多く支払っていただけるよう、今後も努力していきたいというように思

います。

委員がおっしゃるとおり、この全体の2,458万2,728円、こちらが未済ということでございまして、この収入額ですとなかなか全体が減っていかないというようなことだというふうに感じております。この中でそういった部分、繰り返しになりますが、少しでも多く支払っていただけるよう努力していきたいと思っておりますので、御理解願います。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。

生活困窮でございますが、こちらのほうは明確に基準というものを設けていないわけですが、これは当事者と支払いの状況を確認しながら支払っていただける金額を話し合いまして、今まで進めてきたというようなことでございます。生活している中でも、その中からお金を出していただいて支払っていただくというところでございますので、繰り返しになりますが、少しでも多く収入できるよう努力していきたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

すみません。その時効の関係でございますが、今収入していただいているというような部分もございまして、この時効の関係をちょっと鑑みながら、全体を進めていきたいというように思います。これは、当時、国営造成でございますから、今より大分昔の話でございます。そこからの負担金でございますので、そういったところも研究しながらやっていきたいと思っております。そういったことで御理解願いたいと思っております。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 すると、ここ、確認させていただき。ここ羅列しているのが13年間の部分羅列してありますけれども、先ほど言ったように時効というか、役場に入るお金ですから、条例なり規則なりにどういうふうになっているのか。時効中断するような、例えば督促をするということで、あくまでももうこの負担金については払ってもらうのだ、途中で時効中断をし

て、最後の最後までやはり払っていただくのかという考え方なのか。ある程度、先ほど言ったように税は5年で時効になってしまう、あるいは民法、保育料なんかも3年でたしか、そういうような時効を使った、あるいは時効を中段して最後まで取るのか。あるいは時効を使った中で消滅させてしまうのか、そういう検討が町の中であったのかどうかですよ。こういうふうには13年もだらっと出てしまうと、相当やはり町の姿勢というのが見えてくるのです。しかも0.02%ですよ、収納率、2,500万円のうち。そういうことを考えてしまうと、本当に滞納繰越について、しっかりと町が、町の税金ですから、国に払うなり、本人払わないということになってしまうと、2,500万円取れないでいけば、町の税金がそこに穴埋めされて出ていくわけですから。

そして本人は生活困窮、分かりますよ、苦しいというの。だけれども、こういう事業をやることによって収益が上がっているはずなのです。だからやるのですよ。だけれども、負担金はこうやって生活困窮で払えない、だけれども、この人方ではなくて多くの人々が参加して払っているのです。真面目に払っている人は払っている。そういう均衡を考えると、やはりもう少ししっかりと滞納をなくする対策というのを担当課でしっかりとやらないと私は駄目ではないかと思うのです。どうしても無理であれば、時効を使って消滅させるとか、どうしても生活困窮で生活もぎりぎりだということであれば、それなりにしっかりと説明をしながら落とすというふうなことでないと、このままずっと行ってしまうのですよ、これ。肉の関係もそうですし、ほかの部分もそうですけれども、そういうやはりしっかりとした考え方は。やるのはやるけれども、後はという話ではなくて、やるのはやったら、後もしっかり負担金負担するものは負担してもらい、町が持つものはしっかりと持つという、そういう役割分担の中で事業を進めていかないと、こういう結果になってしまうのです。そこら辺の時効というのか、消滅させないのか、あるいはそういうこ

とを考えながら対応していくのか。そこら辺の町の考え方、お願いします。

○川上委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 全体の金額から対して、収入されている金額が、委員のおっしゃるとおり少ないということで、このままそういった形で残るといふようなことだと思っております。そういった中で、委員のおっしゃるよう、そういったいろいろ法的な部分のことになろうかと思っておりますが、そういったところも検討しながら、この負担金、滞納繰越分について検討していきたいというように考えますので、御理解願います。

以上でございます。（発言する者あり）

○川上委員長 暫時休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 3時27分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

澤出議員より早退の届けがございましたので、お知らせいたします。

農林水産課長より発言を求められておりますので、これを許します。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 生活困窮の部分でございますが、生活保護に関係したやり方で行っているのではなく、聞き取りなどを行いまして、生活困窮という一般的な言葉として使っておりますので、今回この様式3に記載している生活困窮については、生活保護関係ということではないという意味合いで削除して、再度、様式3を提出させていただきたいと思っております。

あと、支払いの関係なのですけれども、今回この造成事業を行うに当たりまして、当時、土地改良法に基づいて行われているという事業でございます。その中で土地改良事業の中での土地の造成した土地に対する負担金の支払いは、その当時の方から引き継いだ方であっても、その負担金を引き継いで支払いするというような考え方で、土地改良法に基づきやっております。

また、国営七飯土地改良事業負担金等徴収条例というものが事業、現在廃止になっているのですが、国営、この事業が終わったということで、当時廃止になってございます。ただ、その中で、この廃止前に行っていた特別徴収金の負担金は、なお書きで従前の例によるということで、ここでこの負担金、新しい次の人に土地の所有が変わっても、そのまま負担金が残っている場合は引き継いでいただくというところを、ここをよりどころに行っているということでございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、農林水産課に対する審査を終了いたします。

農林水産課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、福祉課より午前中保留としておりました箇所の説明を行っていただきますので、よろしく願いいたします。

福祉課長、お願いいたします。

○谷口福祉課長 先ほどは詳細な説明をするに当たっての資料を持ち合わせていなくて、申し訳ございませんでした。

それでは、中川委員のほうから質問のあった件について御説明のほういたします。

共通様式15、事業決算名、健康センター管理費の委託料ですが、施設内清掃業務委託料について、今年度は1,254万円のほうの委託料となっておりますが、令和3年度については1,183万4,900円ということで、70万5,100円増加しているということで、その内訳についてですが、人件費分が最低賃金のアップによりまして38万1,260円ほど、さらには令和3年度実施していなかった高所清掃という

ことで、浴室の上のほうの高いところにある天窓とガラス清掃の部分が約20万円ほど委託料の中に追加となっていることによって、令和4年度、こちらのほうの清掃部分の委託料が増額しているということで御理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、分煙カウンター保守点検委託料ですが、令和4年度が3万800円、令和3年度が2万3,100円ということで、こちらも令和4年度増加しているということなのですが、基本的にこの分煙カウンターについては、年4回清掃することになっているのですけれども、令和3年度については、ちょうどコロナ禍ですとか、ポンプの入れ替え等で休業等があった3回の実施。それで最後が令和4年の3月の年度末に1回実施したものの、すみません、令和3年度が令和3年の3月の段階、令和2年度の段階で年度末に1回実施したということで、令和3年度は3回の実施、それで令和4年度については4月、7月、10月、1月の定例どおり4回実施したと言うことで、委託料のほうの増額になったということで、こちらのほう御理解いただきたいと思います。

もう1点、使用料及び賃借料の中の券売機賃借料の部分なのですが、こちらが令和3年度が44万3,520円、令和4年度が76万3,200円ということで、こちらも増額になっているということなのですが、券売機につきまして、令和3年度、これまで自前でずっと券売機のほう使っていたのですが、そちらが故障したことに伴って、令和3年度の9月から新たにリース契約で券売機のほう2台導入したということで、購入ではなくリースということで、年度途中から、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの長期継続契約によるリース契約で導入したということで、こちらの料金については月6万3,360円の契約ということで、令和3年度については7か月分で44万3,520円、令和4年度については12か月分、1年間分ということで76万3,200円という決算になっておりますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 分かりました。

あと、追加資料というか、資料で出てきている過去5年の入浴料の関係で、収入と経費と言いますか、でいくと、令和4年度については三千七百六十何万円くらいの多分赤字という感じだと思うのですけれども、これはポンプだとか照明だとか、いろいろなものが入っていると思うのであれですけれども、大体例年でいくと1,500万円前後が赤字になっているということだと思うのですけれども、これをちょっとでも減らしていく取組、これ、私も結構質問しているのですけれども、その取組というのがなかなか表れてきていないなというので、実際ほかの温泉は、要はレストランとかいろいろ併設したりとかということがあるので、その辺は確かに不利な状況というか、場所というのは、それは承知なのですけれども、実際同じような環境でやっているような温泉もありますので、何かの経費がかかりすぎているのかというところをちょっと調べたことがあるのかな、運営に関して、というのと。

あと、この資料の中で1点気になったのが、気になったというか、ちょっとよく分からなかったのが、入湯税の関係で、第142条で次に掲げるものは、要は入湯税を課さないということで、公衆浴場ということだったのですけれども、これはちょっと令和4年ではないですけれども、先日、たしか公衆浴場にするという、この間の定例会のときに公衆浴場の北海道のあれに合わせるということだったのですけれども、そうすると入湯税は取らなくなるということなのですか。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 経営改善での取組についてというところでございます。確かに健康センターのほうは立地上、なかなかそういう温泉以外の事業というのができない地域にあって、なかなか収益を上げるというのが非常に難しい部分あるのですが、先ほど委員のほうからお話ありましたように、ちょっと多少、その料金のほうの改定をさせていただきながら、できる限りの経

営改善というところで今回取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

もう1点の公衆浴場の関係で、今回は料金を見直すにあたって、サンプルというか、どこに基準、よりどこを持っていくかというところで、北海道のほうで定めている条例に基づいた形の、一般的な銭湯の料金というのを490円にしているということで、アップル温泉も一般的な銭湯と同額にした形で今回使用料アップを提案させていただいたということになります。

公衆浴場法において、アップル温泉につきましては、法律上2種類ありまして、公衆浴場、一般の公衆浴場と呼ばれるもので、地域住民の日常生活において保健衛生上どうしても必要な施設ということで、今お話しした銭湯が一般公衆浴場という形になるのです。アップル温泉は、この一般の銭湯という形ではなくて、もう一つ、その他の公衆浴場という規定もありまして、そちらがアップル温泉の該当になるということで、その他の公衆浴場というものが、保養、休養を目的としたヘルスセンターですとか、健康ランド、あとゴルフ場やアスレチックジムなどのスポーツ施設に併設されたもの、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴者、エステティックサロンの泥風呂などがその他の公衆浴場という形になります。

入浴料については、こちらのその他の公衆浴場という形になると、先ほど北海道の条例と言ったのですが、物価統制令というものがありまして、そちらに縛られることなく自由に設定ができるということで、例えば490円以下でもあってもいいですし、490円以上の金額を設定してもいいというものが、こちらのその他の公衆浴場という形になります。

入湯税というものにつきましては、共同浴場ということで、例えば寮ですとか、社宅だとかに付いているお風呂、集団で入るお風呂みたいなものであったりとか、先ほどお話しした銭湯にあたる一般公衆浴場については免除されるのですが、今お話しした2番目のその他公衆浴場については、入湯税というものがかかるということ

で、七飯町においては条例のほうで、こちらの入湯税を取りますよということで、ただし書きで規定しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了いたします。

福祉課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時42分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、商工労働観光課の審査を行います。

商工労働観光課長、御苦労さまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

それでは、商工労働観光課長、お願いいたします。

商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 それでは、共通様式に沿って御説明申し上げます。

まず、ナンバー1、労働諸費です。予算現額3,930万5,000円に対して、支出額も同額となっています。不用額ゼロで、執行率100%です。

具体的な内容は記載のとおりです。

ナンバー2、商工振興費、当初予算額1,679万6,000円、補正予算額マイナス200万円、予算現額1,479万6,000円、支出済額1,460万7,117円、不用額18万8,63円、執行率98.7%。

内容は記載のとおりです。

ナンバー3、商工業経営安定支援事業費、当初予算額3,674万6,000円、補正予算額マイナス174万6,000円、予算現額3,500万円、支出済額も同額で、不用額ゼロ、執行率100%です。

内容については記載のとおりです。

ナンバー４、商工業経営安定支援事業費（臨時交付金事業）、当初予算額ゼロ、補正予算額３８８万５、０００万円、流用額が３万３、０００円、予算現額３９１万８、０００円、支出済額３９１万７、９４７円、不用額５３円、執行率１００％。

こちらのほうは、補給金が対象件数が２７件、それから利子補給のほうが１５６件となっております。

次のページに移りまして、ナンバー５、特産品PR事業、当初予算額６１２万６、０００円、補正予算額▲３３万円、予算現額５７９万６、０００円、支出済額５６３万５、８２０円、不用額１６万１７６円、執行率は９７．２％。

具体的な内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー６、ふるさと納税事業費、当初予算額５、３６８万９、０００円、支出済額が４、０５４万３、３０４円、執行率７５．５％。

歳入として、ふるさと納税寄附金８、４５９万６、０００円となっております。

内容については記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー７、クーポン券発行事業費（臨時交付金事業）、当初予算額ゼロ、補正予算額１億３、６２３万６、０００円、支出済額が１億３、２８０万２、３７６円、執行率９７．５％。

こちらのほう、クーポン券１枚５００円のを３枚、３地区に分けたものを住民２万７、５５６人に配付しておりまして、トータルの執行率というか、使われた率としては９７．４％となっております。

続きまして、ナンバー８、臨時交付金事業費の事業者支援給付金事業費（臨時交付金事業）、当初予算額ゼロ、補正予算額が１億６、９７８万９、０００円、流用がマイナスの３万３、０００円、予算現額が１億６、９７５万６、０００円、執行率は８３．２％となっております。

こちらのほう、コロナ禍で事業者の物価高騰等の軽減を図るため、個人５万円、法人につい

ては２０万円という形で配付しておりまして、トータルで８３％の執行率となっております。

続きまして、次のページに行きます。

ナンバー９、観光費です。当初予算額３、３６１万３、０００円、補正予算額３３０万１、０００円支出済額３、６８５万３、４３２円、執行率９９．８％となっております。

内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー１０、観光誘客促進事業（臨時交付金事業）、当初予算額ゼロ、補正予算額２、５８７万８、０００万円、支出済額が２、５５４万５、２４９円、執行率９８．７％。

こちらのほう２期に分けて、上期、下期ということで分けておりまして、上期の５月から８月にかけて旅行の割引をしております、こちらのほうは最大１万円という形で、延べで１、９３７泊使われております。

また、下期のほうは１０月から翌年２月にかけて実施しまして、こちらのほうは宿泊料金の４０％、最大７、０００円、プラス５００円のクーポン、地元で使えるクーポンを２枚という形でやっております、延べの宿泊数が１、６９１泊という形になってございます。

次のページに行きまして、ナンバー１１、観光整備管理費、当初予算額４６９万６、０００円、補正がマイナスの４万８、２００万円、支出済額が４６２万６２９円、執行率９９．４％。

内容については記載のとおりです。

続きまして、ナンバー１２、国際交流プラザ指定管理費、当初予算額１、９４４万３、０００円、補正額１４５万９、０００万円、支出済額２、０９０万１、６００円、執行率１００％。

内容については記載のとおりです。

最後に、ナンバー１３、道の駅指定管理費、当初予算額２、５２５万２、０００円、補正予算額マイナス４万３、０００円、支出済額が２、５２０万８、５９０円、執行率１００％となっております。

内容については記載のとおりです。

続きまして、追加資料の説明をさせていただきます。

お手元に追加資料ということで、まず道の駅の開業以来の浄化槽に関する清掃・点検データということで、清掃のほうなのですけれども、清掃の実施日、右側に書いてございます。平成30年10月19日からと5年の3月23日までということで、主な作業としては汚泥の引き抜き、それから張り水の作業ということで、大体18立米目途に汚泥の量があったところで作業しているという形になってございます。

それから点検に関するデータのほうですが、こちらのほう、浄化槽法第7条の検査結果を付けてございまして、表紙のほうに検査、年1回検査してございますので、当初やはり、なかなか利用の方法もよく分からなかったところもあるのか、最初不適正という形だったのですけれども、その後、汚泥の引き抜きだとか、そういうのを回数重ねて、おおむね適正という形になってございます。

また、令和3年の検査のほうで、また不適正となつてございますけれども、水の量だとか、その辺の調整をかけて、現在おおむね適正という形の数値になってございます。

それから、もう一つ、観光パンフレット、ガイドマップ等の成果品ということで、カウンターのほうに、部数あまりないものですから閲覧用ということで用意させていただいています。観光パンフレットのほうが日本語が1万部、それから英語、簡体字、繁体字が各1,000部、それからガイドマップのほうが日本語が4万部、それから英語、簡体字、繁体字、韓国、これが各3,000部という形になってございます。

もう一つ、観光プロモーション活動用印刷費、こちら教育旅行専用のガイドを、ガイドマップ、ガイドブックですね、こちらのほう函館市、北斗市と共同で印刷をかけまして、函館市が1,250部、あと北斗とうちが375部という形で共同印刷をかけております。

説明については、以上でございます。

○川上委員長 商工労働観光課長、ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 ナンバー13の道の駅のことだけ、私は質問させていただきます。

追加資料ありがとうございます。たくさんデータ。ちょっと先に聞いておきますが、清掃に関するデータ、清掃の処理対象人員、これは1日当たりの処理対象の人員だと思うのですけれども、330という設定があります。1年間365日を330掛けてやると12万人ちょっとになるのですけれども、道の駅って1年間で大体どのくらいの利用者があるのか。明らかに浄化槽のこの想定している人数はオーバーしていると思うのですけれども、ちょっとその年間の、随分新聞に何万人に達したとか、何回も出ていましたけれども、それをちょっとお知らせを願いたい。

それと、結局、点検のほうで、これ一番最初に不適正とか出てきて、今の御説明では汚泥のバキュームをしたら改善をされたというような説明でしたが、この検査結果を見る限り、BODだとか、この基準値以内に収まったこと1回もない。浄化槽というのは、浄化槽を通したら、そのまま普通のところに排水していますから、これは非常によくはない状況をずっと続けている、開業以来。これに対して、例えばこれをやったのは公益社団法人北海道浄化槽協会ということで、例えばこういうところというのは改善をなさいととか、何か、そういう権限はないのでしょうかね。ただ単に結果だけ出して、後はあなたにお任せしますよみたいな感じだと思うのですけれども、これでいいのですかね。環境基準値なんかを超えている分に関しては、例えば止めて改善をなさいととか、何か、そういうことを言える機関というのはどこかにあるのですか、この浄化槽に関して。

あれだけ大きい施設で、環境に対してかなり悪い水を排水したままだということを証明しているわけですから、これはちょっと大変なことになりそうな気がするのですけれども、この点についての見解をちょっとお願いします。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 それでは、平松委員

の御質問について答弁してまいります。

まず人槽の関係ですけれども、330人槽というものが入ってございます。これは入込みとはまた別な算出方法で設定、基準が決まっております、店舗、飲食店、それからトイレの数、小便器、大便器の数、これに係数を掛けてまして計算した結果、何人槽がこの施設は必要ですよというような数式になってございます。それに基づいてうちのほうでは330人槽を入れているということで御理解いただきたいと思っております。

ちなみに入込みについては、年間100万人近くの入込みがあるということで御理解いただければと思います。

次、浄化槽の点検結果のほうでございすが、確かにBOD、数値なかなか下がらないというところはございます。ただ、総合評価という形で総合判定として、おおむね適正という形で判定をしていただいておりますので、二重丸ではないのでしょうかけれども丸というようなイメージでいいのかなと思っております。

この所見のところ、一番下に、ここにコメントが出ていますので、それに達成するように、少し水を多く排出するようにして薄めたりだとか、そういう形で対応しているという形で、あとバキューム、汚泥についても定期的に検査して、抜き取りをしているという形で、現在対応しているというところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 少なくとも、おおむね適正というふうに総合判断はされていますけれども、所見のところには、処理目標水質に適合していませんと書かれていますよね。ここが問題ではないですかという質問をしているのです。環境基準というか、生活排水を排水する基準というのものの方で定めていますけれども、これを、ちょっと今数値分からないですけれども、公共施設が上回っているという、例えば新聞記事なんか載ったときに、これ弁明のしようがないのではないですか。一般の排水基準でSSは150、ところがひどいときには173とかに

なったのですよね。少ないときで28か、SS、BOD。この処理目標水質に適合していませんというのが何をどういうふうに解釈したらいいのか。

それから、先ほども聞きましたけれども、この検査結果を出したこの団体というのは、改善指導だとか、何かそういう権限とかというのは持ってないのですか。こういうふうに結果が出てますだけでも済んでしまうものなの。基準値を超えているというふうに書かれていて。それでいいのかが何か甚だ心配なのですから、そこもう一度お聞きしたい。

それと、結果的にトイレがいつまでもくさいというのは、やはりどう考えても係数が違うとおっしゃいましたけれども、最初からオーバーしてるのだ、これ、スカムが生成されているとか書いているということは。だから、今まで設備を増やすとか、そういうことを検討しなければ駄目だったのではないかと思うのですけれども、そういうことに対しては何もなかったみたいだけれども。ただ単に今回の予算に、浄化槽に臭突を付けるという計画を持っているみたいですが。基本的には多分、処理能力をかなりオーバーしているという結果が出ていると思うのですけれども。その点についてお答えください。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 処置能力の関係でございすけれども、やはり道の駅の入込みとして、やはり春先から夏場、秋口にかけて入込みが増えて、また冬場にかけて入込みは減ってという形で、やはりトイレの利用についても、やはり波があります。それを平準化した上で今回の設備というのは、その波は全く関係なく、この戸数ならとか、この面積ならという形で設定されていますので、どうしてもなかなか思うような数値が出ていないというのは確かなところだと考えております。

また、先ほど処理、目標数値に適合していませんという形、この一番右側に望ましい範囲というのがありますので、この中に全てが入れば二重丸という形になるのかなと思っております。

が、総合的な判断でおおむね適正という形で浄化槽協会のほうから言われておりますので、何とか二重丸もらえるような形、適正ですというように形になるように、これからもちょっと作業の汚泥の抜き取りだとか、そういうのは考えていきたいなと思っているところでございます。

また、臭突の関係ですけれども、なかなか夏場どうしても臭いが漏れるという話もございまして、確かに小手先と言われればそれまでかもしれませんけれども、やれるところから、やれる範囲でやっていこうといった形で、そういう設備をさせていただいております。若干なのですけれども、臭いが少し少なくなったというような評価もいただいておりますので、根本的には浄化槽もう1個どうのこうのとかという話にもなってくるのかもしれないですけれども、そこに至るまで、今やれるところからやった上で、最終的にはそういうのも検討していかねばならないというときが来るのかもしれないですけれども、まず今やれる範囲で、汲み取りだとか、そういうのをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 最後になりますけれども、この浄化槽から水というのは田んぼに入ってませんか。今回あれですよ、水力発電を経過してきた水、あの水路に結果的に一緒になっているのではないですか。だから、希釈すれば、先のほうでは分からないけれども、普通に考えて、公共施設から基準値オーバーしているものを出しているということ自体が、これは国の基準に当てはまってないということだから、普通であれば改善をしたり、もしくはその装置を止めたりとか、改善するまでの間、何かそういう処置が必要ではないかと思うのですけれども。

何か認識がちょっとどうなのですか。確かに夏場はオーバーして、冬場は間に合っているから、それは現状そうなのでしょうけれども、考え方として、田んぼに行く水の中に基準値オーバーしているもの、どんどんどん公共施設

が流しているということ自体が問題だと思うのですけれども、そこの認識、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 委員おっしゃるとおり、望ましい範囲というのが、数値が出ております。それをクリアしているもの、クリアしていないもの出てきて、それが総合的な判断として不適正ですとか、適正ですとか、おおむね適正だとかというような指標となつてございます。

確かに汚い水流しているのではないかというのは分かるのですけれども、その中でもやれるところはやりながら、何とかおおむね適正というところの判断をいただいているというところなものですから、これからも引き続き、適正の範囲になるように努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

上野委員。

○上野委員 ナンバー4ですけれども、関連してナンバー3とか、そういったところにちょっと関連するのですけれども、ナンバー4で商業経営安定資金融資補償料給付金ということで、先ほど27件あったということで、168万1,833円と、予算組まれておりますけれども、この内容と言いますか、どんなものなのか、ちょっとお伺いします。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 こちらのほう、商工業の経営安定のための貸付の際の銀行の補償料、この補償料について補給をしていると、一番上ですね、それが補償料については27件の方が御利用されたというところなんです。また、利子補給については、その利息分、これについて補給しているということで、こっちが156件ということでございます。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 銀行の補償料というのが、何でしょうか、27件利用しているということな

のですが、この関連の事業として、3,500万円の貸出というか、これをやっているわけですよ。この27件の方は、その中でどういう条件でそういう補償料が必要になったのか。その辺について、もう一度お伺いします。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 こちらのほう、やはり設備投資ですとか、それから運転資金、こういう理由で銀行さんのほうに貸付を依頼しまして、その審査が通ったという形で、その代わり補償料はかかりますので、それについて町のほうで補給しているというような状況でございます。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 ということは、これは3,500万円の貸付とはまた別件での貸付があったということでの補償料ということなのですね。それと関連して、この3,500万円の貸出が行われていますけれども、これは何件の貸出なのかも一度。

それと、償還には何年かかって、その間、町は利子の補給をずっと続けるのか。その辺についても。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 ナンバー3のほうの話かと思うのですが、3,500万円というのは、銀行さんに預託して、これだけ預けるので、それを原資に事業者さんに貸し付けてあげてくださいという形のもんです。

ちなみに3,500万円の内訳としては、うみ信さんに1,500万円、それから北洋さんが1,000万円、それから渡島信金さんが1,000万円という形になっていまして、歳入のほうで出てきます、特財で、その年のうちに返還する、3,500万円、利息がついて3,500万円と4,187円利息がついて戻ってきているという形になってございます。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

稲垣委員。

○稲垣委員 まず、ナンバー6のふるさと納税

なのですけれども、昨年に比べて、需用費とかは下がっていて、ふるさと納税の業務委託料とか、ポータルサイトの利用料とか、その辺とかが上がっているのですけれども、その辺のことをちょっと教えてください。

ごめんなさい、ナンバー5の10番の需用費の一般事務消耗品費が昨年に比べてちょっと上がっているのですけれども、その辺のこともちょっと教えてください。

あと、ナンバー9なのですけれども、広告料も大きく上がっているのですけれども、ここもちょっと教えてください。

あと、委託料のPR動画なのですけれども、再生回数等をちょっと教えてください。

あと、同じくナンバー9の観光イベント開催補助金、約700万円上がっているのですけれども、この辺もうちょっと詳しく教えてください。

以上です。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まずはナンバー5の特産品PR事業の需用費、こちら100万円ということで、ノベルティーということで、水をつくったりだとか、そういう形でずっと消耗品費使わせていただいております、それを販促品という形で配らせていただいております。

それから、ナンバー6のふるさと納税、こちらのほう、歳出の消耗品費、こちらのほう、一概にちょっと、何とも言えないところなのですけれども、返礼品が寄附金額の3割以内という話で決まっています。ただ、3割ぎりぎりではなくて、やはり25%だったり、24%だったり、ものによっては28%だったり、いろいろあるので、その組み合わせというか、それによってちょっと違うので一概に何が減ったとか、増えたとかというのはちょっとなかなか難しいのですけれども、おおむねこのふるさと納税の消耗品のところは、寄附金額、決算額八千四百何がしの3割以内に下さいというような形になってございます。

また、ポータルサイト、増やしたところの会

社がありますので、こちらのほうもサイトの利用料若干増えています。ただし、これも全体の経費含めて歳入8,400万円の半以下にしないという指導がありますので、その範囲内で、今回でいけば全体で47.92%という形になっていますので、これについてはそれをクリアするような形で、サイトのほう、いろいろ採用しているということです。

それから、PR番組の制作です。こちらのほう、ナンバー8のPR観光費、こちらのPR番組ということで、今年テレビ番組のほうの番組作成依頼しまして、こちらのほうを採用しているところです。

それから、動画の関係ですけれども、昨年つくったやつは恋人の聖地のスキー場のところの動画になっていまして、297万、こちらのほうPR動画としては再生回数は今のところ五百何件だということを押さえています。一昨年つくったやつは7万5,000回という形で、それは夏のアクティビティの動画なのですけれども。こちらのほう再生回数、ちょっと伸び悩んでいるのですけれども、ちょっと今、また別なプロモーションをかけて、再生できるように、ちょっと今考えているところでございます。

それから、観光イベントの開催補助金ということで、こちら約700万円ですけれども、三つ事業実施しております。一つは大沼湖水まつり、こちらに300万円、それからハロウィーンのイベント、こちらのほうに100万円、それからオータムレイクスということで、昨年度初めてやった事業なのですけれども、そちらのほうに残り295万6,000円という形で、このオータムレイクスというのは、コロナが明ける頃に、空ける前ですね、なかなか大沼観光低迷しているところに加えて、知床の遊覧船の事故がありまして、かなり打撃を受けているということで、広場に人を呼び戻そうという形で、何か週末イベントをやっていると、常にやっているというような形をつくりたいということで、秋口、オータムということで秋口にかけて、いろいろ様々取組をしているイベントをやったということでございます。

以上でございます。

○川上委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 9番の再生回数が恋人の聖地500回程度ということだったのですけれども、かなりちょっと低いなど。これだけの金額をかけて、再生回数がかかなり低いと思うのですけれども、どのように今後考えているかというか、ちょっとこの、約300万円もかけてこの再生回数はあまりに少ないかなと思うので、どのようにPRしていて、どのように皆さんに見てもらうような努力をしているのか教えてください。

あと、この観光イベントの開催補助金なのですけれども、今後も継続していくのかどうか教えてください。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、PR動画の関係ですけれども、ちょっと仕掛けが遅れていまして、今現在考えているのは映画の、今ちょっと君の何とかという映画が今、有名な映画が今出ていまして、その映画の始まる前のCMに流していただけるというような話がまとまっていますので、それに流して再生回数が伸びるような仕掛けをしていきたいなと思ってございます。

それから、イベントの開催補助金についてですけれども、一応今年度も、金額はまた別なのですけれども、補助金、同様に付けています。こういう形で支援していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○川上委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 先ほど映画の前のCMでということだったのですけれども、そうするとまたこのほかの作成のほかに費用が発生するという形になりますか。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 そちらのほうは発生しないような形で今調整をしているので、これ以上経費かけない形で再生回数が伸びるような仕掛けを今考えているところです。

以上です。

○川上委員長 ほかにありますか。

中川委員。

○中川委員 何点かあるのですけれども、まず先にナンバー13の道の駅の関係で、先ほど同僚委員のほうの質疑であったのですけれども、ちょっとこうやって不適正だとか、おおむね適正とかとなっている、こういうデータが出ている。なおかつ1日の処理のこのやつが330人というふうに入っているものを町が把握していて、さらには浄化槽なのに毎度、毎度清掃入れてやっているような状況というのは普通ではないと思うのです、実際。この今置かれている状況というのは普通の状況ではないと思うのです。

その中で、さっきの答弁の中でも来場者は100万人と言っていて、単純に1日で割ったら2,700人。330人の容量。夏だとか冬だとかで混む、混まないというのはあるかもしれないのですけれども、そういう次元の問題ではない気がするのです。だから町が今やっていることってすごいおかしいことだと思うのです。

道の駅に人来てくださいという、それはいいと思うのですけれども、当初90万とか100万見込んでいくとかとやって、そういうのもいいのですけれども、実際付いているのは330人というので、やってしまっているからそれはもうしょうがないとしても、現状が目標どおりたくさんのお客さんが来てくれている状況ですよ。それに対して、これが今合っていないのですから、それを毎年、毎年放置しているというのがすごい理解できないのです。お客さんが来なくて、この浄化槽に見合うくらいまで下がるまで待たないと常に臭いがしたりという状況ですよ。

そもそも去年も一昨年も、議員からも、多分町民のほうからもお話出ていると思いますけれども、臭いがするというのもう誰もが分かっていることで、なのに町は来てくださいとやって、そのトイレに関しては何も、今回は臭気のやつは付けたみたいですが、それを対策を取らなければならないという発想にならないのがすごく理解できないのですけれども、まず

そこだけ。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 御指摘のこともよく分かります。町としても何も対策はしていないということではなく、やれるところからやっていくということで、決算にも出ていますけれども、臭突、先ほど委員が申し上げましたけれども、臭突の工事をしたりだとかという形はやっているところでございます。

また、人槽の関係なのですけれども、入込みで何万人入っているから何人槽という話ではなく、建物の面積ですとか便器の数だとか、そういうのを係数を掛けて人槽というのを定められていますので、それに見合ったものを入れているということなのですけれども、いかんせん委員言うとおおり、確かにちょっと人が余計に来ていると言ったら変ですけれども、来てるという形で、トイレの利用も多いのは間違いないです。臭いもしているというところで。なかなか抜本的な対策というのが、なかなか手掛けるのが難しいというところから、まずは臭突をやるというのと、汚泥の汲み取りは、これ溜まったらするという形になっていますので、そこはどんどん汲んでいくと。点検で定期的に確認して汚泥は汲むことになっていますので、それは通常運行という形になっていると思います。

ただ、臭いの抜本的などうしたらいいのかというところについては、なかなか、浄化槽本当にもう1基付ければいいのかもわからないのですけれども、そこに至る前に、まずは何かやれるところがないかというところで、臭突付けたりとか、そういう形で今対応していると。

その結果、おおむね適正という審査結果という形で出ていまして、不適正という形になるとうちのほうでも本当に考えていかなければならないかなというところなのですけれども、今のところおおむね適正が今続いているということで、これを継続できるように、まずはそこから行きたいなど。数値のほうも下がっているときもありますので、二重目指して、BODの数値も、それ目指して、今後も対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 まず、おおむね適正だからいいとかではないと思うのです。留意事項で処理目標水質に適合していませんということも出ていますし。これは23年の4月の検査ですけれども、22年のやつはコロナでお客さんが少ないとか、そういうのも関係しているのかもしれないですけれども。この検査の結果もおおむね適正だからいいというような状況ではないかなという気がしますし、あと、そもそもこの検査は検査でデータは必要ですけれども、これを見なくたって現地に行ったら臭いがするではないですか。それをずっと放置するというのも、何かをしなければならぬと考えるのはいいのですけれども、これだって最初からですから、もう5年、6年たちますよね。その間、考えて、考えて、考えたのが臭気筒を付けると。臭気筒付けても多分下のほうの臭いはしていると思うのですけれども。だからそれ自体をどうしていくのか。

あと、課長の答弁の中で面積と設備というか、そういう売り場のものだとか、そういうので浄化槽の330人で設置しているから問題ないということですが、そもそも何名のお客さんを見込んで、それは関係ないのですか。道の駅を建てるときに、たしか90万人だとか何万人だとかってたくさん来てもらいたいという、そういう目標でみんな始まったと思うのですけれども。なのにトイレは330人の大きさにするというのは、それでいいとしているのがおかしいと思うのです。もう建ててしまっているし、現状は、当初はその面積、そもそも面積と計算方法というのですか、売り場面積だとかいろいろなことがあって、それにはこの330人でいいよと言っていることが間違っていたと思うのです。目標をちゃんと持って90万人、100万人だと目指してやっていた計画と建物の計画が合っていないからこういうことになっているだけで。ただそれを言ってももうしょうがないので、今からそれをどうするかということ、を、本当はこれ5年も前から考えていないとい

けない話ですけれども。ただ、答弁聞いていると、さっきちらっと浄化槽を増やせばいいのかということもしていましたけれども、単純に考えればそういうようなことをやらないと駄目ではないかなと思うのですけれども、なぜそういうような発想になっていかないのかなという。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、入込みの目標、あの当初計画では年間90万人と出ていたのですけれども、そこの入込みの話と、その浄化槽の法的な槽の人槽の考え方というのは、ちょっと切り離していただいたほうがいいかと思っています。先ほど言ったように、用途に応じて計算式がございまして、それに基づいて人槽をつくるようにという形で設計がされているので、設計それで通っているという形なので、それとはちょっとまた話が別なのかなと、まず思っています。

その上で、確かに臭いがしていたとか、苦情が来てというのは当初からありました。町としてもなかなか対策が打てなくて、今回4年度にはようやく臭突という形で。委員おっしゃるとおり、なかなかごてに回っているというところも実際のところだと私も思っています。

先ほどもちょっと話をしましたけれども、改善に向けて、浄化槽の追加の検討だとか、その辺もちょっと具体的に少し動いていかないと、なかなかこれから、まだ開業して5年という形なので、変な話、悪い評判がついても、せつかく事業者の、指定管理者の皆さん一生懸命努力して売上目標頑張ってもらっていただいていますので、町としてもその辺は、やはりハードは町のもので、そちらのほうはちゃんとケアしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 道の駅については、しっかりそういうようにやっていただきたい。せつかく人来てくれているところなので。

あと、ナンバー1、高齢者の活用事業補助金で880万円というのが、それどういう内容な

のかというのと、あとナンバー2で商工業振興事業補助金で670万円、これもどういうものなのかというのと、あと観光ガイドマップの作成が、これ昨年より90万円くらい増えている内容が何でかというのと、あと、ちょっとさっき聞き漏れたのかもしれないですけども、広告料、ナンバー9のガイドマップのやつと、ナンバー9の11、広告料99万円、何の広告なのか。

あとナンバー11の城岱牧場の整備管理費というので462万629円ということなのですが、私もちょこちょこ行きますけれども、きれいにはしているとは思いますが、きれいにしているだけで、人も結構来てくれていると思うのですが、天気の良い日には、なので、もう少し、せつかくこういう予算をかけているのであれば、もっと何か活用できるような取組をするほうが効率というか、お金かけている分やったほうがいいのではないかなと。せつかく500万円くらいかけているのですから。

以上です。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、ナンバー1の高齢者労働活力事業補助金880万円、こちらのほうはシルバー人材センターさんの運営補助というような意味合いということで御理解いただきたいと思います。

それから、ナンバー2の商工業振興事業補助金670万円、こちらのほうも商工会さんの運営補助というような意味合いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、パンフレット、増刷をした形になって、ちょっと若干金額的には増えています。リニューアルしたわけではなくて、今までちょっとコロナ禍だったので枚数的にはちょっとあれだったのでですけども、今回ちょっと量を増やしてという形で印刷をしているところでございます。

それから、広告料、これは新聞だとか、そういうやつの広告という形で、イベント系が多いのですが、そういう広告を出しているところ

でございます。

それから、城岱牧場の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、城岱牧場非常に人気のあるスポットでございます。一時はコンベンション協会さんであそこにお店を出したりしてやっていたのですが、なかなか、天気がよくて土日ととかというのと、やはりどつと来るのですが、ガスがかかったりだとか、常時人がいてどうのこうってなかなか難しく、町のほうでもなかなか管理にお金をかけていくというのがなかなか難しいなということで、コンベンションさんとも相談して、ちょっとそこについては人は置かないで自由に見てもらおうと。

先ほど四百何万円と言ったのですが、一番下に公園美化清掃負担金300万円、こちらが主なものとなっていて、こちらのほうは大沼公園の公園美化の清掃として、北海道のほうで1,200万円負担して公園美化清掃を委託しています。その協力金、町としての負担という形で300万円見ておりますので、城岱については今後も場所がいいので、何とかいいスポットになって、夜景なんかも七つ星夜景と名前も付けさせてもらっていますので、うまくそれがいい場所で、それがお金に変わるような仕掛けを考えていかなければならないなと思って、現状何ががあるかというのはないのですが、そういう形で、場所が、スポットがいいというのは評価されているところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 何点かちょっと教えていただきたいと思ひます。

まず、ナンバー6、ふるさと納税の関係ですが、12月に補正1,600万円、3月に1,600万円減額ということで、これ何か理由があったか、それちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから、ナンバー13の工事請負費、道の駅浄化槽臭突増設工事、これどういったような

ものなのか、それちょっと教えていただきたい
と思います。

それから、別に出していただいた浄化槽の第
7条の検査の中ちょっと確認したいのですけれ
ども、町のほうはおおむねだからという話です
けれども、これ中を見ますと、やはり一番大事
なのはBODですよね。これは何かと言うと、
水の汚れを微生物が分解するときに使う酸素の
量、酸素の量が多いほど汚れがひどいというの
です。

そうすると、この一覧表から見ると、結構、
リッター当たり20ミリグラムが相当数で多い
ということと、それから総合判定の中で町のほ
うはおおむね適正だというようなことの話です
けれども、これを見ると大体6項目やっていま
すよね。6項目のうち、これは30年8月3日
の私見ているのですけれども、6項目のうち4
項目オッケーなのです。その中身というのは水
素イオン濃度、それから溶存酸素量、それから
亜硝酸性窒素、あとは残留塩素の濃度、それ以
外、それ以外というのは透明度、それからBOD、
この二つがまずいよという話。六つのうち
四つ基準に合致というか、その範囲の中にある
からおおむね、あるいはいいですよという話の
考え方を持つのであれば、私、基本的に間違え
ているのではないのかなと。

やはりこの二つというか、透明度と、やはり
BODがきちんとしていない限り、ここの検査
にも書いていますけれども、処理目標水質に適
合していませんということなのですよ。透明
度が低下していますと。こういう文言が検査結
果の中に出ているにもかかわらず、順次だとか
とか何とかという、そういう話ですけれども、
私はこれ完全に、しかもこれ、1年に1回です
よね、検査。これ、毎月やったらどうなのです
か。それでもおおむね適正ですよと言え切る
のですか。あるいは、こういうものを広報に載
せる覚悟ありますか。

やはり、町、地方公共団体という、こういう
看板を背負っている以上、おおむね良好では駄
目なのです。適正でないと駄目なのです。基
本的にそれがなければ、中止とは言いません

けれども、やはりそこを真剣に考えないと駄目
なのです。おおむね適正だから順次対応して
何とか対応します。不適正も現に出てきてい
る。不適正なんていうのは休業ですよ。だって
公共団体がやる仕事ではないですもの。だから
指定管理にやらせているという理屈ではないで
すよ。根っこは町なのです。だからそこを
しっかり、そこまで順次やるというのなら分か
りますよ、やっても。ただそうであれば、広報
にこのデータを毎月、あるいは3か月に1回で
も公表すべきですよ、自信持って。その考えを
ちょっと聞かせていただきたい。

それから、浄化槽の関係330人、これ、3
30人の計算式を私委員長に言いたいですけれ
ども、提出を求めたいと思う。330人の浄化
槽の計算式。それから現在の入場者数の計算
式。どれだけ違うのか。これはできると思うの
です。恐らく想定した人数といろいろ計算して
330人と出したと思いますけれども、もう一
つには現在の入場者数、この部分で計算して何
人槽が必要なのだという、その両方の計算した
ものを資料として出していただきたいというこ
とです。

以上です。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、ふるさと納税
の関係でございますけれども、12月の補正で
1,600万円歳入追加補正させていただきました。
当時のふるさと納税の納入額、これが当時
秋口だったものですから、秋のものが中心に
なっていて、トウモロコシですとかリンゴ
ですとかジャガイモですとかというのが非常に
伸び率がよかったというところで、このまま行
くと、その後町の海産物の若干あるものでは
から、そちらのほうを前年並みにオンすると、
ちょっとこの場合行けるのではないかというよ
うな皮算用をしてしまったというところが大変
反省点だと私のほうで把握してございます。

結果、なかなか、本当の冬場の12月、1月
がちょっと伸びがなかったということで、大変
申し訳なかったのですけれども、3月で整理予
算という形で落とさせていただきました。

それから、道の駅の先ほどの資料のほうはございますので、これをコピーして今お配りすればよろしいですか。入込みだとか、それから算出の根拠。（発言する者あり）

浄化槽と、その……。 （発言する者あり）

入込み数では、浄化槽というのはちょっと。（発言する者あり）

一応これが入込みの数値、その当時のおおむね適正のときは何万人入ったとか。それからこちらのほうが浄化槽の算出根拠、こちらのほうでございますので、それをコピーするという形でよろしいですか。後ほどわたすということ。（発言する者あり）

先ほどから、何人入込みだから何人槽が必要という形で浄化槽って設置されないのですよね。（発言する者あり）

資料としてはございますので、それをコピー。後ほどそれを配ります。

工事の関係、臭突の工事ということで、先ほどから同僚議員も指摘されていますけれども、臭いがやはりするというので、浄化槽に臭突、原始的と言えれば原始的なのかもしれません、臭突筒は穴を開けて、それを高く伸ばして、そこから空気を出すというような設備をしたところがございます。若干ではありますけれども、臭いのほうは軽減しているのではないかと思います。

ただ、先ほど来お話あったように、BODの数値が下がらないと、この目標数値にはならないというのが明らかなのは理解してございますので、それに向けて、何とか町のほうでも抜本的な対策を打つように、ちょっと内部でも検討したいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 要するに、おおむね適正だとかそういうことではなくて、6項目の中で4項目、中身見ると大したこと、重要なのですけれども、一番肝心だと思うBODだとか、あるいは透明度だとか、そういうものがクリアされなくて、ほかの四つがクリアされて、おおむね適正

だという発想がそもそもおかしいことであって、肝心のBODだとか透明度がきちんとならないのに、本来は公共性の建物であれば止めるのが筋ではないかと言っているのです。先ほど同僚委員言っているように、それがそのまま川に流れていくわけですから。そういうことを考えれば、やはりしっかりとそこら辺の部分の考え方というのを示していただかないと、ちょっとお願いします。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 先ほどお話したとおり、BODの数値が下がらないと、適正ではないというところでは町のほうでも理解しているところがございます。その中でいろいろ努力して、一番低いところで28ということで、今20をとにかく下回っていないということが現状としてあるというのは把握しているところがございます。なので、先ほど来、臭突やったりだとか汲み取りしたりとかいろいろやっていますけれども、なかなか現実的に抜本的な解決になっていないというのも御指摘のとおりなものですから、町としても抜本的な解決の方法を内部で検討して、早急に取りかかるところは取りかかっているところと、早急に取りかかるところで検討したいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどの工事請負ですけれども、臭いがしたからということで、47万円で高くして軽減したと。軽減は分かるのですけれども、臭いはするのです、やはり。先ほど課長も言ったようにBODが解決されない限りはなかなか根本的な解決には至らないということなものですから、やはりそれに対して、これから検討するは分かるのですけれども、検討しながら、先ほど言ったように広報に載せないのですか。100万人、10万人来たって写真を出して、新聞にも出してやりますよ。でも実際のそういうことを部分を出さないのですか。年1回、年2回でもいいですよ。施設の安心して利用できる、使用できる施設ですからぜひ来てく

ださいというPRしたらどうですか。いろいろなPRはやってはいますが、肝心のこういう、ほかの人、町民だとかほかの人が見たら、やはり遠のきますよ、これ。やはりそこは真剣に向き合って、早急に改善しない限り、私は駄目だと思うのですけれども、この部分についてもう一度説明をお願いします。

○川上委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 田村委員おっしゃるとおりで、公共施設でございますので、町としてもしっかり襟正して、適正に皆さんにオープンになれるような、こういう施設で非常に利用もされていて、指定管理者も一生懸命売上に貢献して、入込みにも貢献していただいていますので、町としても、ハードは町の施設なものですから、町としてしっかり対応してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 道の駅の関係ですけれども、ここまでデータ出ていて、同僚委員言うように川にも流れているとかということが指摘されている中で、答弁聞いていると、普通の公共施設の改修だとかそういう感じの検討していくみたいなイメージ、感覚で答弁されていると思うのですけれども、これというのはもうこうやって出ている以上、早くやらなければいけないという、そういう指摘を、公共施設として、要は七飯町ですよね、地方公共団体としてやっては駄目なことではないかという指摘をされている中で、それをただの何か普通の改修工事と同じような感覚で検討していくとあって、そういう場合ではないと思うのですけれども。ちょっとこれ、例えば委員会とかで現地に行くとかってできるのですか。この決算の委員会です。

○川上委員長 暫時休憩します。

午後 4時46分 休憩

午後 4時51分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたしま

す。

今、中川委員のほうから浄化槽の現地視察というこの案が出されましたけれども、近いうちにこの委員会で現地の視察をして、また質疑等を受けてまいりたいと思っております。

それから、先ほど田村委員のほうから出ておりました道の駅の浄化槽330人槽の決定の計算式の根拠、これと現在の入場者数であれば実際に何人槽が必要であるかというような、そういう資料を再提出ということで受けていますので、担当課長、よろしくお願いたします。

では、戻りまして、ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 なしということですので、これで質疑を終わります。

以上で、商工労働観光課に対する審査を終了いたします。

商工労働観光課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 4時53分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

本日は、これをもって終了したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4時53分 散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長